

子ども教育常任委員会要点記録

日 時： 令和元年12月16日（月）
午前10時00分～午後5時04分
場 所： 第2委員会室

出席委員 (6人)	委員長	いじま 文彦	副委員長	大くま 真一
	委員	岩崎 みなこ	委員	本間 としえ
	委員	しらた 満	委員	山崎 ゆうじ
	議長	藤原 マサノリ		

出席説明員	くらしと文化部長	松尾 銘造	オリンピック・パラリンピック(兼)スポーツ振興担当部長	小林 弘宣
	文化・市民協働課長	古谷 真美	文化施策担当課長	立花 寛
	スポーツ振興課長	鈴木 隆史	オリンピック・パラリンピック推進室長	齊藤 義照
	子ども青少年部長	芳野 俊彦	子育て支援課長	松崎 亜来子
	公立保育園担当課長	田坂 清子	子育て総合センター長	角谷 美喜子
	児童青少年課長	植田 威史	子育て・若者政策担当課長	室井 裕之
	教育部長	須田 雄次郎	参事 教育指導課長事務取扱	山本 武
	教育企画担当課長	加藤 大輔	文化財担当課長	藤田 純
	関戸公民館長	安達 仁	図書館本館整備担当課長	萩野 健太郎
	学校支援課長	伊野 元康	学校給食センター長	澤井 吉之
	発達支援担当課長 (兼)教育センター長	田島 佐知子		

案 件

件 名	審 査 結 果
1 元陳情第19号 保育園の給食費の負担軽減と無償を求める陳情	不採択
2 第111号議案 多摩市立総合体育館、多摩市体育施設、多摩市立武道館及び多摩市立陸上競技場の指定管理者の指定について	可決すべきもの
3 第121号議案 多摩市立子育て総合センター条例の一部を改正する条例の制定について	可決すべきもの
4 第122号議案 多摩市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について	可決すべきもの
5 第123号議案 多摩市学童クラブ条例の一部を改正する条例の制定について	可決すべきもの
6 特定事件継続調査の申し出について	決定

協 議 会

件 名	担 当 課 名
1 (仮称)旧北貝取小学校跡地施設整備の進捗状況について	文化・市民協働課 教育振興課
2 パルテノン多摩大規模改修事業等の進捗について	文化・市民協働課
3 パルテノン多摩・中央図書館・多摩中央公園の工事予定と園路閉鎖期間について	文化・市民協働課
4 多摩市スポーツ推進計画の策定について	スポーツ振興課
5 台風19号による一ノ宮公園球技場・庭球場の被災状況について	スポーツ振興課
6 屋外体育施設に関する個別計画策定について	スポーツ振興課
7 東京オリンピック・パラリンピック推進事業の進捗状況について	オリンピック・パラリンピック推進室
8 令和元年度第4回子ども・子育て会議の概要について	子育て・若者政策担当
9 「社会福祉法人の保育所に対する補助金の交付に関する条例の一部を改正する条例」の概要について	子育て支援課
10 「多摩市立保育所条例の一部を改正する条例」の概要について	子育て支援課
11 令和2年度保育所等入所申請について	子育て支援課
12 多摩市立貝取保育園の閉園式(案)	公立保育園担当
13 子育てひろば事業等業務委託の受託候補者の決定について	子育て総合センター

14	令和2年度学童クラブ入所申請について	児童青少年課
15	学童クラブ運営業務委託の進捗状況について	児童青少年課
16	「多摩市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例」の一部改正について	児童青少年課
17	令和2年多摩市成人式について	児童青少年課
18	ボッチャ2020TAMAカップ プレ大会実施概要の報告について	教育振興課
19	令和元年度多摩市教育委員会事務点検評価報告書について	教育振興課
20	第二次多摩市教育振興プラン（素案）について	教育振興課
21	これからの学校・家庭・地域の連携に向けた説明会（報告）について	教育振興課 教育指導課
22	川井家住宅主屋、旧川井家土蔵の国登録文化財（建造物）に関する答申について	教育振興課
23	関戸公民館 市民ロビー等の改修工事の延期について	関戸公民館
24	図書館本館再整備実施設計の進捗について	図書館
25	「指定校以外の学校に就学できる基準」の見直しについて	学校支援課
26	令和2年度以降の学校給食用牛乳について	学校給食センター
27	学校給食異物混入月報（11月分）	学校給食センター
28	英語4技能測定結果の概要について	教育指導課
29	平成30年度児童・生徒における児童・生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査実態について	教育指導課
30	第二次多摩市特別支援教育推進計画策定の進捗について	教育センター

午前10時00分 開会

いいじま委員長 ただいまの出席委員は6名である。定足数に達しているので、これより子ども教育常任委員会を開会する。

本日は、お手元に配付した審査案件の順序に沿って進めさせていただく。

日程第1、元陳情第19号 保育園の給食費の負担軽減と無償を求める陳情を議題とする。

なお、元陳情第19号については、署名の追加があったので事務局より報告いただく。

事務局 元陳情第19号について、これまでの署名はゼロ名であった。本日まで追加の提出が663名あった。合計して663名である。

いいじま委員長 本件の陳情内容について、現在の市の状況や考え方など市側から説明があればお願いします。

芳野子ども青少年部長 この件については、9月議会において一度決定した内容であり、考え方を変える必要はないと考えている。将来については、あくまでも未来永劫変わらないという可能性については、誰も否定できないという意味で申し上げたとご理解いただきたい。

9月に決定した内容を修正する必要があるという捉え方は、我々としては、とることはできないと申し上げたい。

また今回、無償化した原因は国の方針に従ってということもあるが、施設でも在宅でも必要なものについては、基本的に本人が負担するという考えに基づいているので、本陳情は市に求めるとなっているが、求めるのは、この制度の基本的な考え方というのであれば、国または東京都に求めていくべきだと考える。

いいじま委員長 これをもって説明を終わる。

これより質疑に入る。質疑はあるか。

大くま委員 この件については9月議会でも議論したが、本議会でも、私は一般質問で取り上げた。その中で、特に保護者の方から大きな動きはないとお話があったかと思うが、陳情を出されたのが11月25日で、この時点では署名がゼロであったものが、20日間ほどで663名という署名が集まったことについて、市は考えを改める必要はないとおっしゃったが、どう受け

とめておられるのかお聞きしたい。

芳野子ども青少年部長 いろいろな方がいらっしゃるの、考え方があるのは当然だと思っている。ただ、無償を考える上で重要なものは、それを誰が負担するのかといった部分は、非常に重要な論点だと我々は思っている。無償といえは聞こえはいいかもしれないが、結果的に、それは税金で賄われていくことだと思っているので、ただ単に無償ということを求められても、それだけで、そうかと言うわけにはいかない。議論する上では、財源というものをきちんと考えた上で議論していくのが、本来のあるべき姿だと考えている。

確かに、663名という人数がどうなのかについては何とも言いようがないので、それについての回答は控えさせていただきたいと思う。

大くま委員 私は20日間ほどで663筆が集まったのは、大きな動きだと捉えている。この間、ある保育園でも学習会などが開かれた。これは、所管の方もご存じだと思う。その中でも保護者の方からは、制度がなかなか複雑で、これまでどういった形でやっていたのかもなかなか知られていないという状況もあるが、こういった制度改革があった中で、給食費が6,000円と多摩市が決定したことは、保護者の間でもきちんと知らせていかなければいけないというお声があったと聞いている。複雑な制度で、市としては、国や都に求めるべきもので、市に求めるべきものではないと部長はおっしゃったが、これまで市が担ってきた部分も削減しているところは、市民の方々もほとんどご存じない中で、私は重大な問題と思う。市民に対する周知は、9月に時間がない中で決定してきた背景もあると思うが、私はまだまだ不十分だと思うし、政策ももっと進めていくべきだと考えている。

これは意見として申し上げる。

松崎子育て支援課長 市民の方への周知、主に保育園を利用されている保護者の方々への周知であるが、今回の無償化の制度に関しては個別の周知をさせていただいている。その中で、給食費の負担が今後は変わるということ、加えて主食費の補助は、これまでは保育料の中で実施してきた主食費について、同様に市が補助してきたものを、今後は実費徴収になるということの通知はさせていただいている。通知文をしっかりと読むのは、皆様もお忙しい中で

大変かと思うが、市では、各皆様方には周知はさせていただいている。

大くま委員 通知もされて、丁寧に園でも保護者の皆さんに説明会などをされて進められてきているということは私も知っているが、この間、市が担ってきた部分を減らしたことについて、市民の皆さんにはご存じいただけていないと感じている。

松崎子育て支援課長 幼児教育保育の無償化は大きな制度改正となっており、非常にわかりづらいという声も市民の方、かつ事業者の方々からもいただいている。それについては委員のご意見もいただき、今後にしっかりとわかりやすく周知に努めてきたいと思う。

いいじま委員長 ほかに質疑はあるか。

本間委員 この陳情の理由のところ、完全な保育の無償化ではないということが書いてある。今回の保育料の無償化についての、正しい理解がされていないのかと思う。利用者の方に、今回の無償化はどういうものかということ、しっかりと伝えていくことがまだまだ足りていない部分もあると思うので、その辺を、もう少ししっかりとやっていただきたい。その中で、副食費も無償となりと書いてあるが、副食費が無償にはなっていないかと思うが、この辺の無償化の制度について、もう少し理解できるように説明していただけるとありがたい。

松崎子育て支援課長 今回の幼児教育保育の無償化については、幼稚園並びに保育所の保育料が無償になるというものである。その中で今回、着目されている給食費には主食費並びに副食費があるが、実費徴収ということで国が方針を示したところである。なので、副食費に関しては実費で徴収するものである。理由は、保育料ではないというところから徴収の対象となっている。

いいじま委員長 ほかに質疑はあるか。

岩崎委員 市は保護者から6,000円を徴収していると思うが、市が保育園で給食費を提供していくための金額は、プラス1,500円の7,500円がいいのか。7,500円を給食費として考えている市の考え方なのかを聞きたいと思う。幾らを設定しているのか、お聞きする。

松崎子育て支援課長 給食費の徴収金額は、市が定めることができるのは公立保育園のみとなっている。公立保育園の給食費については6,000円、主食費

1,500円、副食費4,500円で、合わせて6,000円という徴収額になっている。私立の認可保育所については、各園で徴収額を定めることになっている。

岩崎委員 設定金額は6,000円で、給食をやるということを園は思うということになるのか。給食をつくる場合に、各園は6,000円以内でやることを意識するのかをお聞きする。

松崎子育て支援課長 先ほどの補足で、給食費に関しては、無償化される保育料よりも給食費が上回ってしまう世帯の方々については、給食費の負担軽減ということで補助を実施している。その分の補助の金額は7,500円、主食費3,000円、副食費4,500円、合わせて7,500円という補助額を設定している。

給食費を6,000円で賄っているかは、基本的には給食費にかかわる費用として6,000円をいただいているので、その中で給食の提供をされているものと伺っている。

岩崎委員 それは無償化になったときとそれ以前のときでは、金額の変更があるという市の認識はあるのか。

田坂公立保育園担当課長 公立保育園は、1日280円の単価で計算している。給食費設定をするときに民間保育園さんにもいろいろお聞きして、多少の上下があるが、ほぼ、皆さんも6,000円の水準でできるということであったので、民間保育園も公立保育園と同額の6,000円という設定をされたと聞いている。なので、各園でそこを見合わせて給食材料費、これはあくまでも給食材料費で光熱費や人件費は含まれていないので、この金額でできるというところである。

岩崎委員 その中に、おやつ代も入っているか。

田坂公立保育園担当課長 幼児は午後のおやつがあるので、おやつ代も含まれての6,000円となっている。

岩崎委員 今後は、質としては現状維持になるのか、よりいい方向になる金額を考えると、今の感じではどうか。

田坂公立保育園担当課長 先日も栄養士さんたちの献立交流会に参加していただいたかと思うが、栄養士さんたちは、あのように決められた金額の中で、より安全

でおいしいものを提供しようというところでは研究をされていて、栄養士さんたちの立場でのお話からすると、今のこの金額でやっていくことは可能である。ただ今後、物価の上昇があったときに、この金額で厳しくなってきたときには、給食費の改定ということが起こってくるかと思うが、今の状態では大丈夫であるというところで、本当に栄養士さんと調理師さんの努力で、おいしい給食を提供していただいていると思っている。

岩崎委員 購入する場所はいろいろ大変だと思うが、いいものをより安くという手段はあるか。

田坂公立保育園担当課長 給食に関して、保育園は少人数の園であったり、また大規模な園であったりするので、仕入れ先に関しても、それぞれの人数に応じたところで対応してくれる業者さんを栄養士会の中で情報共有して、よりよい材料を仕入れていると聞いている。

いいじま委員長 給食費に関しては、ある多摩市の認可保育園の方にお聞きしたことがある。国が最初に7,500円の目安を出したことで、自分たちも7,500円程度以上の給食を提供しなければいけないと意識して、やっていかなければならないということをおっしゃっていた。6,000円だから6,000円というふうに、認可保育園の方は考えていないのではないかと思っている。

ほかに質疑はあるか。

大くま委員 確認をしたいが、食材料費ということで公立園については市で決めて、私立園については園で決めたということである。保護者の立場からすると、6,000円をお渡しして給食が提供される。ただ、食べているのは子どもたちであるし、保育の中で食べている状況で、給食の内容であるとか、食材料費がどの程度まで充当されているのかとか。栄養士部会の研究会にも参加させていただくが、今は本当に豊かに、食育を市内の保育園の皆様にしていただいているのは感じているが、保護者がそれを確認する手立てや手段であるとか、市であれば、市に情報を開示するように言えばはっきりとすると思うが、それをどうやったら確認できるのか、またそれをどうやったら担保できるのか、どういう仕組みになっているのかを確認したい。

田坂公立保育園担当課長 公立保育園では、年に2回もしくは3回ぐらい保育参観という

ものがあり、そのときに保護者の方にも試食していただくシステムをとっている。なので、保護者の方たちは味を確認することができるし、また献立表を毎月配布しているので、それによって保護者の方たちが目新しいメニューが出たときに、子どもたち分以外に大人の分までつくるのは厳しいので、これはどういうものかというご質問があったときには、レシピをつくって、こうつくれば同じものができるのでつくってみてほしいというご案内をして、できるだけ子どもたちが口にすることは、保護者の方たちにも確認していただけるようなシステムをとっている。それは、民間園でも同じようにやっていると聞いている。

大くま委員　　今は一定程度の信頼関係がある中で、そういった仕組みで補完していることは理解できるが、情報の開示となると、例えば、どれだけの食材料費なのか、どういう内訳なのかということをお求められることも今後はあると思う。現状では通常の情報公開などで、内訳を提示していただくことしかないのか。

松崎子育て支援課長　公立保育園に関しては、情報の開示を求めていただくことになるが、民間園については、基本的には各園で重要事項説明書を契約として取り交しており、各園の運営については、それぞれの園が保護者の方に丁寧な説明をされていると認識しているので、運営の中で明らかにしていくものと考えている。

大くま委員　　給食費と物価の上昇のお話もあったが、例えば、小学校でも見合わないのではないかという声が出たりする。そういったときにチェックをするのは、公立園であれば市であるし、私立園であれば園に問い合わせをするということで、今の仕組みではそうなっているということか。

いいじま委員長　ほかに質疑はあるか。

山崎委員　　徴収事務負担の件について、特に混乱とか問題が起きていないというお話は聞いているが、その辺の各園の状況はいかがか。

松崎子育て支援課長　各園には、今回の給食費の実費徴収に当たって負担の軽減を図っていただくということで、今はICT化の補助金を創設させていただき、ICT化の導入を進めていただいている園がある。あとは、市にも今回の徴収に当たって課題があるとか、問題が起きているという声は届いていない

ので、それぞれの園のご努力によってスムーズな徴収の取り組みをなさっている」と認識している。

いいじま委員長 ほかに質疑はあるか。

しらた委員 この間も栄養士会の方々につくっていただいたおやつを、私たちも食べさせていただいた。大変おいしくて健康的なもので、一つ一つ丁寧につくっているのだなど。またそれを、各園でお子様たちに食べていただけるような情報共有もしているということをお聞きした。少しでも、そういう努力をしているところに無償というわけではなく、まだ日にちが3カ月ぐらいたっているが、様子を見ていただく方向でしてもらいたいと思う。献立とかの情報共有はおやつだけでなく給食もあるのか。

田坂公立保育園担当課長 この間は砂糖を使わないというテーマがあったのでおやつが多かったが、例えば、郷土料理であったり、鳥肉を使ったおかずというような、栄養士さんが自分たちで探りたいテーマをみんなで考えて、各園が持ち寄って、それについて研究するという形をとっている。

いいじま委員長 ほかに質疑はあるか。

岩崎委員 しらた委員から保育無償化から3カ月ぐらい経過したというお話があったが、保護者の混乱というのはあまり聞いていないとのことだが、いろいろな感想的なものもないのか。

松崎子育て支援課長 最初は大きな制度改正ということで、こちらも十分な説明ができなかったりとか、利用者の方にとって、ご自身がどの無償化の対象に当たるのか、自分が一体どうなるのかということで、少しばたついたというか、戸惑いが制度開始のときの10月に関しては電話の問い合わせもあり、対応に追われたところはあるが、11月、12月は時間とともに、そういった電話対応も減ってきている。市民の声をいただくときに、私たちはメールでの各課へのお問合せや、あとは市長への声ということでご意見をいただく機会があるが、そういったところでは幼児教育の無償化に関しては、特段のご要望等を現在はいっていない。それを踏まえると、一定の中で受け入れをしていただいていると考えている。

岩崎委員 それは保護者側のことで、園側は、そういうのはあるのか。

松崎子育て支援課長 事業者の方たちとは、認証保育所だと施設長会、幼稚園だと幼稚園

園長会、保育園だと認可保育所の園長会があり、それぞれの園長会を通して制度導入後もコミュニケーションをとらせていただいている。その中では、制度がなかなか煩雑であり、特に自治体によって様式が異なったり、施設によって支払いの仕方が、償還払いがいいのか、それとも現物給付がいいのか、特に幼稚園では選ぶことができる。そのように、各園ごとに差がある、自治体ごとに差があるといった中では、様式の統一ができないものかとか、仕組みをよりわかりやすくしていくことはできないかというご意見をいただいている。

いいじま委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

いいじま委員長 これをもって質疑を終了する。

暫時休憩する。

午前10時28分 休憩

午前10時29分 再開

いいじま委員長 それでは、会議を再開する。

これより委員間の意見交換を行う。

意見はあるか。

大くま委員 今回の質疑の中でも言ったが、20日間ぐらいで600筆という署名が集まり、保護者の皆さんから一つの動きが出てきたと感じている。学習会などが園で開かれている中で、保護者の方に知らせていかなければいけないという市民の意見もあったと耳にしている。

今回の陳情項目でいうと、市議会として保育園給食の負担軽減や無償化を目指すように支援を求めてくれということである。これは前回の議会で新政会の方からも同様の発言があったかと思う。こういったところで一致することができるのかと個人的には思っているが、言える範囲で、新政会ではどう捉えているのかと、どういった働きかけをされているのかがあれば教えていただきたい。

山崎委員 新政会としては無償化は望ましいが、市の負担でやるのではなく都や国に訴えていき、そこから助成金などの補助金で賄えればいいのか

という考え方である。

いいじま委員長 ほかに意見はあるか。

本間委員 署名が663名ということで、非常に大きいものだと受けとめるわけであるが、この方たちは、保育園の保護者の方が主な方なのか。多摩市内で在宅の方、幼稚園に行っている方、学校の給食、福祉施設の昼食もあると思うが、それも皆さんは無償ではなくて支払っているという部分で、保育園だけを無償化してほしいとおっしゃっているのか、その辺で知っていることがあればお聞きしたいと思う。

大くま委員 陳情者の方がどうお考えなのか私もわからないが、保育の運動の中で、完全無償化という運動がこれまでも積み上げられてきた中で今回の無償化があるので、給食費も無償化にしてほしいことはあろうかと思う。

幼稚園や家庭保育でということも、当然、公平性ということの中で負担があるのはどうかという議論はあると思うし、私はそれももっとされていかなければいけない、安心して子育てできる環境をつくっていかねばいけないというのは、私の思いでそう考えている。

本間委員 今は完全無償化というお話があったが、今回の制度は、給食費の無償化ではないのである。それと離して考えるべきかと思うが、その辺はどうお考えか。

大くま委員 今回の制度は、給食費を切り分けたものだという事である。今の制度のしつらえが、私はされてしまったと受けとめているが、されてしまった中でも、例えば、東京都23区であればほとんどの区で無償にしている。それは、区が負担しているということである。東京26市の中でも、2つが無償であり、立川市では1,000円という状況がある中で、私は市民の皆さんから給食費も無償にしてくれという声が上がってくるのも当然だと思うし、陳情項目でいえば、負担軽減及び無償化を目指すように市に言ってほしいということであるから、非常にやわらかい表現と思うが、思いとしては当然のことだと思う。

今回の無償化が給食費を外したものだということは、制度のそこだけを見ればそうであるが、それに重ねてこれまでの経過の中で、東京都内では特に無償化をしているところが多い中で、市に求めるのは自然ではないか

と受けとめている。

いいじま委員長 ほかに意見はあるか。

岩崎委員 新政会さんに聞きたい。東京都とか国に求めたいとおっしゃっていたが、やはり市の一般財源ではなく、どこかのお金が保育園側に入ってくるといふことは市民にとってもうれしいことだと思う。今回は市に求めてくれと陳情者は書いていらっしゃるが、皆さんで、東京都とかに言っていくというお考えがいいのではないかというところではどうか。この委員会で言うのはどうか。

山崎委員 それは、市から都に求めてくれということを我々として。

岩崎委員 市からではなく、私たちが都に言うという考えはいかがか。

山崎委員 新政会としては、都議会の自民党に対してそういうお願いをするといった行動はしている。

岩崎委員 それは私たちにとってもうれしいことであるが、東京都に言うときに、多摩市の新政会さんだけが言うよりは、例えば、委員会で多摩市議会として言うという考えに至った場合は、それもいいとお考えか。

山崎委員 それはいいと思う。

岩崎委員 例えば、共産党さんとかは。

大くま委員 もちろん、求めていくべきだと思う。東京都の対応が、東京23区と26市の格差を生んでいるという状況もあるから、東京都・国に対して、求めていくのは一つの案でやられてみてはいかがか。

岩崎委員 今回の陳情者の方は、それぞれの市、それぞれの区がやっているのだからと思って市にお願いされたのだと思うが、この陳情とは別に皆さんの合意があるなら、東京都に議会として求めたいというところはあるが、ほかの会派や委員長のお考えをお聞きする。

いいじま委員長 今回は市に求めてくれという陳情なので、これだけを見れば、市に求めるかどうかを皆さんで判断するところであると思う。都や国という話は、また改めての話になると思うが、いかがか。

大くま委員 陳情自体は市に求めてくれという陳情なので、それに対する態度は会派のことをお考えなのかと思うが、ここで岩崎議員に確認してもらったのは、東京都や国に対して求めるということ、委員会提出の議案といった形で

意見書としてまとめることはできるのかどうかということかと思う。この審査をきっかけにして、議会としての声を上げることができるのか。もしできるのであれば、私はぜひやろうと、山崎委員もそうかと思うが進めていくべきだと思うがいかがか。

しらた委員 一回、整理をしよう。この陳情に対してどうするかということ整理して、その陳情に対して、皆さんが東京都とか国に意見書を出すということで態度が変わるとか何かがあるのであれば、それもまた考えなくてはならないが、今回はここだけをきちんと整理して、その後で、意見書を出すなどは、また別に考えたほうがいいと思うがいかがか。

岩崎委員 混乱させて申しわけなかった。大くま委員がおっしゃったように、まずは陳情審査をしてと思うが、皆さんの意見が一致するのであれば、切り離してそういうことを態度として出すきっかけに。この陳情者も、そこまでは言っていないが、切り離した上で一緒に考えていただけたらというところは、しらた委員と同じである。

いいじま委員長 では、国や都にという話があったがそれに関しては、議会としてどうするか。また会派の皆様にはそれぞれの考え方もあると思うので、改めて考えるということで、ここでは、市に求めてくれという陳情のことだけを考えるということでもいいか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

いいじま委員長 ほかに意見はあるか。

意見なしと認める。

これで委員間の意見交換を終了する。

これより討論に入る。

意見・討論はあるか。

大くま委員 元陳情第19号 保育園の給食費の負担軽減と無償化を求める陳情について、日本共産党多摩市議団を代表し、採択すべきとの立場での討論を行う。

保育から給食を切り分け無償化の範囲外とし負担を求めることは、多くの保護者や保育に携わる方々の運動がつくってきた保育の無償化の流れに逆行するものとする。負担軽減・無償化を求めるのは当然のことではな

いか。

日本共産党多摩市議団を代表して、採択すべきとの立場での討論とする。

いいじま委員長 ほかに意見・討論はあるか。

本間委員 元陳情第19号 保育園の給食費の負担軽減と無償を求める陳情について、公明党を代表して不採択の立場で討論する。

国が行った幼児教育・保育の無償化は保育料の無償化という制度であり、給食費の全額無償化や副食費の無償化ではない。制度を変えるなら、制度設計者である国や東京都において対処すべき課題であると考えます。多摩市に無償化を求めるのであれば、財源的裏づけ、在宅や幼稚園児、学校給食費やほかの福祉施設の給食費との整合性まで波及することを念頭に置いて論議をしなければならない。市としては、給食費の実費徴収に当たり、これまでの保育料を上回って負担することがないように負担軽減を図っている。

今後、公明党としては学費・給食費などの負担を軽くして、子育てしやすい体制をつくり、全世代型社会保障制度を構築すべきと考えています。将来的には保育園だけではなく、幼稚園などの給食費も公平に無償化できるように後押しをしていく考えであることを申し添えて、本陳情に対して不採択の意見・討論とする。

いいじま委員長 ほかに意見・討論はあるか。

岩崎委員 元陳情第19号 保育園の給食費の負担軽減と無償を求める陳情について、ネット・社民の会を代表して、不採択の立場による意見・討論とする。

陳情者に限らず多くの保育園の園児の保護者にとって、無償化とは、保育園に子どもたちが通う際の費用がかからない生活、ゼロ円を想定していたことだろう。それがそうではなく、保育の一環なのに食費は払わなければならないこと、また園側にとっては少なからず事務負担があること、東京23区の多くや26市の数市は、給食費も無償であることなどを知るに及んで、多摩市も何とかしてほしいと思われたとしても不思議ではないと思う。しかし私たち議員も、さまざまな角度から今回は勉強させていただいた。その結果、いろいろ知らなかったことを知ることができた。多摩市の保育園が、栄養士会などで他の園と研修や情報交換をしており、給食も

おやつも手づくりで、季節の野菜などの食材を使っているということ。あるいは、おやつも一度にたくさん食べられない子どもの不足を補うため、栄養やカロリーを考えた手づくりの、本当に質の高いものを提供していることなど。また保護者にも、試食やレシピの提供などもしているということ。また、保護者が支払う6,000円という金額は計上しているが、それだけ質が高いというところを考えると、その上で私たちは、もしお金があるのであれば職員の処遇改善、あるいは待機児童対策、働くために仕事を見つけるために預けたい人の支援、あるいは認可外の質も担保するなどのほうが先ではないかと思っている。

また国の今回の保育無償化は、恩恵を受ける家庭のあることは決して否定しないが、今まで多くを払っていた方は世帯収入の高い家庭であることは事実であり、恩恵の少ない方、ほとんど以前と変わらない方がいらっしゃるのも事実である。最後のところで陳情者が書いていらっしゃる、私たちは就学前の大切な時期である未来を担う子どもたちの生活を守る義務というのは、多摩市全ての子どもに等しく行きわたるべきと思っている。そのために市がすべきことは、徴収されたお金により充実した子ども主体の保育に、今後も一層、取り組んでいただきたいということである。そして、これは市の財源ではなく、都や国への意見とすることも重要であると議会としても考えなければいけないということを思っている。

以上を申し添えて、不採択の意見・討論とさせていただきます。

いいじま委員長 ほかに意見・討論はあるか。

山崎委員 元陳情第19号 保育園の給食費の負担軽減と無償を求める陳情に対し、新政会を代表して不採択の立場で意見・討論する。

保育料無償化に伴い給食費の実費徴収を行うことについて、一番の理想は、保育料無償化とともに給食費も無償にすることだと思うが、現状では同施設内で給食費の有償・無償の差が発生したり、在宅保育との公平性の問題もある。また、まだまだ待機児童が存在する状況から、待機児童対策を第一優先として多摩市の全ての子どもたちが、希望する施設に通える環境づくりを最優先課題として取り組んでいきたいという市の考えも理解できる。今回の給食費徴収により、保育料無償化以前より負担がふえる家庭

は発生しないことや、各園での給食費徴収事務も大きな問題は発生していないことを確認している。

新政会としては、今後、国や都に対し給食費の無償化を強く訴えてまいるので、市としても強く国や都に要望していただくとともに、市独自の努力も行っていたら、給食費の無償化に向け取り組んでいただきたいとお願い申し上げて、新政会を代表して不採択の意見・討論とする。

いいじま委員長 ほかに意見・討論はあるか。

しらた委員 元陳情第19号 保育園の給食費の負担軽減と無償を求める陳情に対して、会派フェアな市政として不採択の立場で討論する。

まだ始まったばかりのことなので、確実にこれをずっと続けるということでもないし、都や国にも、これからも意見を述べていくことを含めると、在宅の保育の方もおり、平等性からすると様子を見ることも大切だと思う。市の財政もしっかりと確認をしたわけでもないので、今回は無償を求める陳情に対しては不採択の立場で意見・討論する。

いいじま委員長 これをもってこれをもって討論を終了する。

ご意見を伺ったところ、採択すべきものという意見が1名、不採択すべきものという意見が4名である。不採択すべきものという意見が過半数に達している。よって本件は不採択すべきものと決した。

日程第2、第111号議案 多摩市立総合体育館、多摩市体育施設、多摩市立武道館及び多摩市立陸上競技場の指定管理者の指定についてを議題とする。

暫時休憩する。

午前10時47分 休憩

午前10時48分 再開

いいじま委員長 休憩前に引き続き会議を開く。これより市側の説明を求める。

小林オリンピック・パラリンピック（兼）スポーツ振興担当部長 ただいま議題となっている第111号議案について提案の理由を申し上げる。

本案は多摩市立総合体育館、多摩市体育施設、多摩市立武道館及び多摩市立陸上競技場について、地方自治法第244条の2第6項の規定により、

多摩市健幸スポーツパートナーズを指定管理者に指定するため、提案するものである。

本グループの代表企業である株式会社フクシ・エンタープライズはスポーツ施設の運営を行う専門の企業である。また構成団体である株式会社ハリマビシステムは、公共施設等における警備や設備管理を行う総合的ビルメンテナンス企業であり、日本体育施設株式会社は、総合グラウンドや公園などの施設の設計・施工のほか、管理運営を行うスポーツ施設の建設業者である。当該団体は多摩市立総合体育館及び多摩市体育施設の現指定管理者であるフクシ・ハリマ共同事業体に日本体育施設株式会社が加わった共同企業体であり、いずれの団体も自治体から指定管理者の指定を受けるなどの実績を有している。

選定に当たっては学識経験者及び市、公募市民からなる多摩市立総合体育館等指定管理者候補者選定委員会において、提案事業、コンプライアンス体制、財務体質、コスト等の観点から公平、公正に審査されたものであり、また個人情報の取り扱いについても、多摩市情報公開・個人情報保護運営審議会の同意を得ている。

指定期間は令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間である。詳しくは鈴木スポーツ振興課長が説明する。

鈴木スポーツ振興課長 議案審査に当たって資料をおつけしているのので、それをもとに説明させていただければと思う。

まず1番でこれまでの主な経過をもう1回振り返らせていただければと思う。まず今年の4月に指定管理者の公募予定について市の公式ホームページなどで周知を図った。そして、その後7月5日に具体的な募集要項等の公表をさせていただいて、8月の応募の締め切りには2団体から申請を受け付けた。その後、8月から9月にかけて、先ほどの部長の説明にあったように、選定委員会で審査を行って、予定候補者の選定、順位づけをしていただいた。そして、選定の1位順位候補と協議、同意を得た上で、10月3日に指定管理者候補者を決定したところである。11月8日には仮協定の締結に至っている。

指定管理者候補者は先ほど部長がお話しした。3番の今後のスケジュール

ルである。今議会で指定管理者の指定をご承認いただいた後、年内には本協定を締結したいと考えている。そして、年明けには引き継ぎ、具体的には武道館、多摩陸上競技場、多摩東公園が市の直営から指定管理へ移るので、これの引き継ぎ等が年明け行って、来年4月から次期指定管理者による業務開始と考えている。なお、委員会の審査内容は別紙1として審査結果報告書をつけさせていただいた。また、資料として仮協定をつけさせていただいている。

説明については以上である。

いいじま委員長 これをもって説明を終わる。

これより質疑に入る。質疑はないか。

岩崎委員 仕様書とかも見せていただいているが、そういうを見せていただけなかったが、内容をお聞きする。

鈴木スポーツ振興課長 仕様書というか、実際に7月5日の募集に当たっては具体的な要件を記載した募集要項には、施設の概要、応募資格を記載したものがある。仕様書では、管理基準をそのときにお示ししている。それは各施設の適切な管理運営の業務内容の基準を定めたものであるもので、具体的にはこの募集要項、管理基準にのっとった形で、団体から提案書が提出された。

岩崎委員 今の話の中で仕様書をお配りしたりしながら、応募期間はスケジュールの中のどこになるのか、31日からか。

鈴木スポーツ振興課長 具体的な審査受付は7月31日から8月2日の3日間があくまで受付期間として設定したところである。

岩崎委員 少し短いという気もするが、今回総合体育館の中のレストランが気になっているが、仕様書として要件をレストランに対しどのように伝えているのか。

鈴木スポーツ振興課長 すいません、管理基準の中で1つの項目としてレストランコーナーの運営、今まで直営で行ったところで、1つ項目出しでレストランコーナーの運営で、具体的には総合体育館の現レストランコーナーの運営については、一体的なサービス展開を行うために指定管理者の業務とすると。そして、運営に当たっては飲食の提供を行うことを条件とした上で、具体的な運営内容については指定管理者の提案に基づき、市と協議を行うこと

で管理基準で示してきている。

岩崎委員 とりあえずこの応募期間が3日間しかない中で決めたということと、今のレストランに対しての要望は市からは特段強い要望はしていなかったという受けとめでいいのか。

鈴木スポーツ振興課長 受付期間は事務的なところで3日間だが、詳細まではいかないが、4月の段階ではこの施設は指定管理者を予定しているとアナウンスしている。実際には具体的な詳細は7月5日から公表したということで、実質的には周知期間としては約三、四カ月、実質的な詳細を出してから1カ月間の検討期間はあったと思っている。また、実際の運営は指定管理者の導入ということでは、あくまで行政の力だけではなくて民間のノウハウの導入も非常に期待するところで、あえて市のほうとしてはこのコーナーは飲食の提供を行うことを最低条件とした中で、幅広く応募の中で提案等をいただきたいという思いで、最低限の基準を定めている。

岩崎委員 民間の力を期待したところだが、現状の今までのレストランの状況は市はどういうふうに、このままが十分だと思っているのか、もう少しあるいはもっとということをどのように認識されているのかお聞きする。

鈴木スポーツ振興課長 現在も行政財産を守っていくという形で、市から直接そのコーナーについては事業所にやりとりをして、運営を行っていただいているところである。ただ、次回から指定管理者、民間活力の導入、総合体育館とのより一体的な運営、魅力的なレストランコーナーをするという基本的な考えのもとに、今回の指定管理者の業務の中に入れて、募集をかけたところである。

岩崎委員 でも、報告を見る限りはレストランの記載がパートナーズさんだけかもわからないが、あまり十分ではないという記載があるが、それをもって市の認識はどのようになっているのかお聞きする。

鈴木スポーツ振興課長 実際いただいた提案内容、今回の健幸パートナーズさんでいうと、レストランの運営部分は現事業所に再委託をするところ、また、プラスの提案とした中ではワイファイを設置して、ワイファイスポットとすること、カフェコーナーを設けて体育館だけではなくほかの近隣の方もそこに気軽に1人でも訪れやすくなるようなスペースを設けるという提案であった。

ただ、今委員の指摘もあったように、委員会の意見でも一定の提案があったが十分ではないという意見をいただいているので、市としては重く受けとめさせていただいた中で、今後、この指定管理者をお認めいただいた後、指定管理者とも協議しながらよりよいコーナーの運営については、さらに改善も進めていきたいと考えている。

本間委員 この今の総合体育館のレストランの件だが、3月議会でも6月議会と陳情が出ている中で、レストランの活性化、6月に収益を上げられるレストランの活性化というものも提案として出てきていて、公明党会派としても趣旨採択という形にさせていただいて、地域の方やもちろん利用者の方、レストランの活性化を望んでいるという意見は私も多数聞いているが、健幸パートナーズさんの提案、今回の事業所の有効活用の提案では、ワイファイスポットとA団体の提案というの、具体的なものを教えていただいでいいか。

鈴木スポーツ振興課長 まず今回の健幸パートナーズさんだが、先ほど委員さんをご指摘したように、ワイファイを設置して、ワイファイスポットとすることと、一部カフェコーナーとして1人でも入りやすい、居心地がいいコーナーを設けるところ、もう1つ、総合体育館の利用者にポイントカードを配った中で、その利用に応じてポイント還元の対象としてレストランを活用したいという提案が出ている。

また、もう一方のA団体については、そのコーナーにはコーヒーサーバーを設置するというのみの提案である。

本間委員 そうすると健幸パートナーズへは、これから市も介入できると考えてよろしいのか。

鈴木スポーツ振興課長 介入というか、現在もそうだが、毎月1回情報共有、意見交換の場を設けている。それだけではなくてふだんからも日常のやりとりはいろいろと重ねているところであるので、そういった機会を通じた中で、特に今回は意見を選定委員会でもいただいているので、そういった面では今回の提案にとどまらない、さらにより工夫を重ねて行って、改善に努めていきたいと考えている。

本間委員 ぜひそのようにしていただきたいと思う。カフェコーナーをつくるのも

すごくいいと思うし、WiFiもすごく求められているので、本当にそれはありがたいと思うが、レストラン機能、食事の提供はあまり変わらないというか、これから変わる可能性もあるのか。

鈴木スポーツ振興課長 特に食事の提供の内容は今回の提案にもないので、指定管理者の中で例えばカフェコーナーを設けた中での利用客の動向もあるだろうし、実際4月から新しくなるところでリニューアルして、メニューも展開していくのかというのは、指定管理者の中で今後検討するところかと思っている。

本間委員 そうするとレストランから収益を上げるというのはまだわからないという感じなのか。

鈴木スポーツ振興課長 少なくとも今回は指定管理者の業務範囲にレストランコーナーも挙げたので、市としてはレストランコーナーもそうだが、いろいろな民間の力を使った中でPR戦略や魅力ある事業展開をした中で、総体として収益をぜひ上げていただければと思っている。

大くま委員 資料を見させていただいた。今ほかの委員からも今後の改善点なども出されたが、これで質疑が集中していることの中で、資料の8ページ、委員別評点集計表と評点区分の割合表だが、かなり拮抗していて、特に委員がどちらを押したかというのもちょうど半々に分かれていて、地域貢献で少し差が大きく開いているところを皆さんお気になさっている。公共施設としてこれまで直営でやってきた部分も委託していくところでは、公共施設は地域の皆さんに利用していただいて、そのコミュニティの1つの核になるものだというところが大きいと思う。ぜひ運営については改善ももちろん進めていただかなければいけないし、どこで差がついたのか、次のページを見させていただくと、地域貢献という部分も事業者がどこにあるのか、市内事業所をどれぐらい活用するのか、これまでの災害協定やボランティアの実績があるか、こういうところで評価をした結果が今回の結果だと思うが、公共施設をお願いする、その地域のコミュニティの中でというと、この3項目だけで地域貢献を図るのは無理があるんじゃないか、そこは個人的な意見だが、地域のコミュニティにも配慮して、例えばコミセンであれば、運営協議会の皆さんが独自事業をやって、地域のコミュニティを活

性化させていくという視点を持って運営をされているわけだから、そういった視点も公共施設をお願いするという中では必要なのではないかと思う。そのことを意見として申し上げておきたいと思う。

鈴木スポーツ振興課長 今、大くま委員の指摘があったように地域貢献、今回は市内事業者の活用や連携というところでは、市内に営業所とかがあるところが結構ポイントだったので、今いただいた意見を踏まえて、今後そういった評価のポイントを研究、検討していく課題かと捉えさせていただいた。

しらた委員 今回経営しているレストランの経営者は今現在いつまでの契約なのかと、家賃、市の収入は今幾らなのか。それとこの指定管理者の公募をするとき、先ほどの質問にもあったように約1カ月だったのか、もう1回確認と、募集要項や仕様書は私たちは見るができなかったのか、その4点をお願いします。

鈴木スポーツ振興課長 まず1点目の現在のレストランコーナーの契約の関係だが、市が行政財産の目的外使用ということで、年度になるので来年の3月31日までになる。また現在の目的外使用の使用料だが、月額5万円の年間60万円という費用になっている。3点目の公募期間については、具体的な要項の中で示させていただいたのは7月5日なので、それからすると具体的には大体1カ月欠けるぐらいかと。先ほど言ったように4月からこの施設について指定管理者公募予定ということはホームページの中で告知をしたところである。最後の要項、管理基準は今回資料でつけていないが、申請の段階では広く配布しているものなので、これは特に公にできるものである。

しらた委員 公で公募できる、こっちが資料要求をしなかったのもいけなかったが、つけていただいたらありがたかったというのと、1カ月の公募ということで、それだけレストランのほうに関しては前回の改選する前の6人の子ども教育常任委員のメンバーで、レストランを確かめたが、利用者の方にお勧めできるほどでない状態であると感じた。市民の健康を考え、レストランがあってよかったという声が出るように、指定管理者の中で十分反映してほしいという委員長報告があったということは、今まで聞いていると、健康を考えというお言葉が出ているということは、今回のこのレストランの活性化がワイフアイスポット、カフェコーナーということだと、レスト

ランという中身、食事するという中身の提案は何もなかったのかということの確認と、逆に募集要項の中の仕様書に何もそういうことは記載されなかったのかということをお聞きする。

鈴木スポーツ振興課長 募集要項の中では先ほど申したように、あくまで市はいろいろな民間のさまざまな提案をいただきたいということで、制限はかけたくないということで、先ほど申したように管理基準の中ではあくまで飲食の提供を行うことという最低限の条件を付した中で、よりよい提案をいただきましたかったところが1つある。

あと、レストランコーナーについては、市も当然議会での意見を踏まえた中で、要項では1つの項目として書き出してあるとともに、評価項目の中でも具体例としてレストランコーナーの有効活用を明示した中で、促したという面がある。

しらた委員 前回の改選前のこの子ども教育常任委員会の人たちの反映してほしいということと、今回募集要項には幅を広げるために細かいことは言わなかった。これを解決するようなこととして市が理解したというワイファイスポット、カフェコーナーを提案されたことが、前回の委員の人たちのレストランがあつてよかった、健康のことを考えるというのと合致するところがあったのか。健康のこと、市長もおっしゃっているが、食の健康とか、また、市民のコミュニティ意識の醸成の場となるような提案、健幸まちづくりだと。そういうことを考えるとこのコーヒーも悪いとは言わないが、保育園とかそういうところで一生懸命食育のこともさっきもしっかりやっているということだが、今回募集要項のときに、指定管理にしてその内容をもう少し引き出すことは何も努力しなかったのか。幅広いのはいいが、最終的にどこを重点として決定があったというのは、ワイファイスポットとカフェコーナーとどこが結びつくのか、私はわからないので、その辺をお願いする。

鈴木スポーツ振興課長 どこが結びつくかわからないが、最終的にはあくまで評価表の22項目に基づいた総合点で最終的な選定順位1位のところを選定したところで、特にそこの部分を抜き出してどうのこうのというやり方ではないというのが1つある。

また、先ほども1つ答弁を申し上げたが、食事の内容については今回はそれぞれの事業者の提案についてはなかった。ただ、今のしらた委員がおっしゃったように、食事の内容、健幸まちづくりに資するものかどうかといった意見もあるので、そういうことは今後指定管理者を通じながら、意見交換をしながら進めていけばいいのかと考えている。

しらた委員 指定管理者を決めるときに今後進めていくという決め方ではないと思う。今後話し合っただけではなく、ある程度のものはしっかりと決まって、そこを選定したとしないと、前の子ども教育常任委員会の方々もそういう話をされていて、市民からの陳情が出て、レストランの活性化はたしか出ていたとお聞きしている。それを含めるとそこに取り組むことがこのレストランの活性化につながる。指定管理者の中に入れちゃったという考え方、どうしてそこに入れちゃったのかよくわからないが、だったらレストランだけ別という方法もあったと思うが、いかがか。

鈴木スポーツ振興課長 今が別に分けていたというところで、通常だと指定管理者の範囲に入れるのが普通なのかと思うが、次回からは、行政だけではなかなか難しい面があるので、指定管理者の民間のノウハウを今回は生かすという考えで、レストランコーナーもその範囲に入れたところがある。ただ、今回選定委員会での意見にあったように、一定の提案はあるが、十分ではないという意見もいただいている。でも、最終的な委員会の意見でも公共施設の安定性、管理運営の確実性を重視したということで、最終的にはこちらの健幸スポーツパートナーズが第一順位と選定されたと認識している。

しらた委員 全体のバランスを見るとというのだったら、今までどおりレストランだけは、レストランの考えも大まかだったという意見で、今回の仕様書には入っていない。そして、細かいことは別に提案されなかったのだったら、改善につながるかどうか、これから意見交換しながらやっていくということ、私はそこが遅いかと思う。であれば指定管理からレストランだけ外す方法でほかのところはやるとか、全体を見ちゃうからレストランがおろそかというわけではないけれども、議会の意見も反映されていかないとと思うが、市民の意見がなかなか反映されない。この指定管理者の人たちに行政としては意見をただ言うとかではなく、市民の声をどうしたら一番早く反

映できるのか、もう1回健幸スポーツパートナーズに意見や要望を出すのか。

鈴木スポーツ振興課長 今回、民間のいろいろな今にないアイデア、魅力あるレストランコーナーということで、アイデアを期待したところがある。ただ、市側も思ったよりは十分な提案ではなかったというのは、委員会の意見と同じ気持ちはある。ただ、その中では今後については改めてきょうの意見も含めて、指定管理者さんに情報共有、意見交換させていただいた中で、今の提案にプラスのよりよい運営に向けて協議はしていきたいと思っている。

岩崎委員 今のところでお聞きするのは、報告書で気持ちは市も一緒だったとおっしゃった。本間委員もその後指定管理者とどう協議はできるのかということもあつたら、やってください、お願いされていた。しかし、実際に指定管理になって、そのまま状況が変わらなかつたり、あまりうまくいかなかったところでは、責任の所在というか、地域貢献もこうしてほしい、ああしてほしいと、市はお金を動かしたり、人を動かしたりということはどうなのか。市は指定管理にどの程度いろいろなことを伝えても、その後何か変えていく力は市にあるのか。

鈴木スポーツ振興課長 あくまで指定管理者のほうで今回運営していくので、市としては、議会もそうだが、市民からの要望や、市のほうでもこういったことはこういうふうに改善してほしいということは、さまざまな場を通じて意見交換、要望はすることはあると思う。指定管理者のほうも真摯に受けとめてもらって、それに向けて改善していくことは基本のスタンスだと思っている。

岩崎委員 それと今まであまりアイデアが出てこなかったということがあって、2者ともに、どちらもあまり大きな違いがなかったというところだが、そうなってくると以前に陳情もあつた中で、こんなふうになってほしいという市側のほうで市民とワークショップするとか、地域住民に聞いたり、ほかのアイデアをいろいろ探ったりするということは、どの程度庁内でしてきたのか。庁内の中で仕様書をつくるに当たっても、こうなしてほしいということの考えは、イメージはあつたのか、どういうイメージがあつたのか。

鈴木スポーツ振興課長 基本的にこの管理基準をつくる上で、あくまで所管のスポーツ振

興課でさまざま議論を重ねてつくったところである。体育館利用者だけではなくて、近隣の方も来てもらえるような魅力ある飲食コーナー、集える場はイメージしていた。

岩崎委員 そのイメージはしていても、その方法が浮かばなかったということなのか、今、いろいろ健幸まちづくりに資する場所にしてほしいとか、あるいは市民の方がよく知っている場所では、ベルブ永山のレストランも障がい者の方がやっているレストランだったりするが、そういう雰囲気ですべての人が居心地がよく気楽に集えるとか、そういうような市の中にはイメージになるモデルが少しあるかと思うところでは、そういう方向でこうなってほしいということも市のほうでは描いていたのかどうか。

鈴木スポーツ振興課長 先ほど申したように、体育館を利用されない方もぜひそこに集うようなスペースとして、コミュニティの場として活用してほしいというイメージ、希望はあるので、今回指定管理者の承認、お認めいただいた後は、正式に次期の指定管理者が決定するので、さまざまに意見交換した中で、実際の視察なんかもしていただいていた中で、いいところはどんどん取り入れていきたいという思いは持っている。

岩崎委員 指定管理だと例えば内装工事とかしたいなともし事業者さんが思ったとき、指定管理料の中でやるべきということになるのか。

鈴木スポーツ振興課長 レベルによると思うが、基本的な内装や簡易なものは指定管理者の費用負担で行うのかと思っている。

岩崎委員 現状お金をかけることになるので、今までは市の直営だったので改善しようと思えば、ある程度は改善の余地があった中で、今回指定管理にされる方向を選んだが、それはよりよい活性化が見込めると思ったからだと思うが、現状はそのようなことが認められていないと受けとめる部分があるが、その辺はいかがか。

鈴木スポーツ振興課長 今回提案いただいた中で、先ほど繰り返すようにワイファイの設置やカフェコーナーをつくるためのいろいろなテーブルや椅子は指定管理者の費用負担になってくるところがあるので、そういったところで一定の提案の努力はあると思うが、市としてそれで十分とっていないので、今後に向けてはよりよい改善は重ねていきたいという思いはある。

岩崎委員 そこで収益が上がる、上がらないは市にとってのメリット、デメリットはどう違うのか。

鈴木スポーツ振興課長 レストランが今回の総合体育館はじめ多摩東公園、武道館、陸上競技場も含めて指定管理者の範囲に入っているので、総体として利用者を増加した中で、利用料金収入とかがふえていくと、その分の利用者還元になったり、指定管理料の削減につながっていくのかと思っている。

岩崎委員 あそこの今の運営されているところは、実際にお食事を出されている方は、先ほどしらた委員もお聞きになっていたのでは、年度末で一旦解約、その後は指定管理にお任せするというスタイルか。

鈴木スポーツ振興課長 そのとおりである。

岩崎委員 その点で今思ったが、あそこは総合体育館という運動機能の中のレストランということで、先ほど市は間口を狭めないというお話だったが、説明会のようなことはしていると思うが、その説明会の中でもこういうレストランなのだということや、多摩市は健幸まちづくりであるということや、地場の野菜もつくっていたりするというもろもろのことは、情報提供をしたのか。

鈴木スポーツ振興課長 実際現地説明会をしているところである。その中で地場野菜や具体的な説明まではどこまでできたかは定かではないが、レストランについても今言った形で説明はさせていただいたところはある。

しらた委員 パルテノン多摩のときはたしかレストランがいろいろあり、市が選んで今のレストランになったとお聞きしているが、今回多摩市健幸スポーツパートナーズさんが請け負うということで、今度はレストランがどこがやるかはもう決まっているのか。

鈴木スポーツ振興課長 提案の中では現事業者と提案が出ている。

しらた委員 その現事業者ということは、そこは指定管理が選ぶ、公募したら他にはなかった、そこは市ではなく指定管理の人たちが公募したということは、もっと時間がなかったということなのか。多摩市が1カ月ぐらいの期間を設けて決まって、それから指定管理のほうからこういうレストランの経営者はいないかということにしたのか、そのプロセスは。

鈴木スポーツ振興課長 繰り返しになるが、基本的に4月から告知している。その中で武

道館にはどういうホールがあって、どういう設備があるか確認できるのか
と思っている。ただ具体的には、7月5日の募集要項の中で、具体的にレ
ストランコーナーは飲食の提供を行うことを条件ということで、具体的な
ものを入れたところがあるので、指定管理者のほうはその提案前には当然
検討して、目星がつかないと提案はできないと思っているので、8月の提
案のときには現事業者ということで提案が出てきたところである。

しらた委員 　　だから、指定管理者が決まって、指定管理者がそのレストランの業者を
公募するということか。

鈴木スポーツ振興課長 　あくまで指定管理者が申請の段階で提案してくるということにな
る。

しらた委員 　　指定管理者が提案して、指定管理者がA社にしようか、B社にしようか
決めるということでよろしいか。

鈴木スポーツ振興課長 　まさに指定管理者のほうでその運営をどうするのか、現事業者
なのか、それとも違うAかBなのかCか検討した中で、申請受付の段階で
は現事業者と提案されたところである。

しらた委員 　　ということは指定管理者が公募したけど、どこもいなかったから現事業
者にしたのか、いきなり現事業者にしちゃったのか。そこは行政としても
レストランの活性化とかいろいろ考えていけば、指定管理者がどういう提
案をしたかということの確認をしたのか聞きたい。

鈴木スポーツ振興課長 　基本的には市のほうは先ほど言ったように飲食の提供は行うとい
う最低条件の中で、申請までの段階で指定管理者で検討された。その検討
された結果として現事業者が提案されたと認識している。

しらた委員 　　ということは指定管理者が決まってから同時にやるわけではない。指定
管理者がこの健幸スポーツパートナーズに決まってから、その指定管理者
が公募するわけだろう。それが並行して、レストランもどこか公募して、
そうしたらレストランは指定管理者がいいところを選ぶのではないか。ど
ういうふうになっているか。

鈴木スポーツ振興課長 　あくまで指定管理者の募集をする。その募集の中では総合体育館
の運営の中にレストランも指定管理者の事業範囲として公募をかけている
ので、それを見た指定管理者のほうで、このレストランについてはどう運

営しようかというのは検討して、提案する。その提案した内容がレストランコーナーについては現事業者に再委託、そういう提案が出てきたところである。

しらた委員 もう1回、指定管理者と総合体育館と今回は指定管理者全体のときにレストランもと公募をかける。そして、その公募をかけてレストランはどこから雇われるか、その時点ではまだわからないということか。

鈴木スポーツ振興課長 提案されるからには当然十分実現可能な提案が出ていると思うので、そのときには当然いろいろな交渉の中で、内諾を得た内容が当然提案書には出ていると思っている。

しらた委員 それは同時にかけていたら、健幸スポーツパートナーズとA社があったが、どこがとるかまだそのときにはわからない。そのときでもレストランの業者がどこかというのも公募していたということか。

鈴木スポーツ振興課長 その指定管理の範囲の中に入れていたので、公募といえば公募していたということである。

小林オリンピック・パラリンピック（兼）スポーツ振興担当部長 あくまでも応募者がこのレストランの運営を実際に運営するに当たって、7月末から8月2日までの間に提案をするが、その提案の中で応募者側がレストランコーナーについては、ここの事業者と協力して、運営をしていく提案。それは自社で行うことも当然考えられると思うが、この提案の場合はこちらのスポーツパートナーズの提案の中では、現事業者に運営を再委託する形で運営する体制を整えたということで提案してきたということである。

しらた委員 だから、スポーツパートナーズさんが提案してきたということは、どうやってスポーツパートナーズさんが決めたかということは、市役所は理解も何もしないで、スポーツパートナーズさんがここにするとやってきたことが、そのまま指定管理者の中に入っているということなのか。指定管理者がどここのレストランを勝手に決めてこうだとできるのかと聞いている。

鈴木スポーツ振興課長 あくまでそこは指定管理者の提案になる。

しらた委員 指定管理者が提案するというところだから公募も何もないということだ。指定管理者の采配でできるということでもいいのか。

鈴木スポーツ振興課長 あくまで今回の指定管理者の業務の範囲の中にレストランを入れたので、指定管理者の公募の中には当然レストラン部分の運営も入っていることになる。

岩崎委員 今少しわからないのはしらた委員だけではない。

いいじま委員長 この際暫時休憩する。

午前 11時39分 休憩

午前 11時59分 再開

いいじま委員長 休憩前に引き続き、会議を再開する。

質疑の途中だったので、午後からこの質疑のところから再開したい。もし所管のほうにご質問とかある場合は、1時まで休憩時間があるので、その間でよくお話しただいて調整いただければと思う。

この際暫時休憩する。

午後 0時00分 休憩

午後 1時00分 再開

いいじま委員長 休憩前に引き続き、会議を開く。

第111号議案の続きである。ほかに質疑はないか。

しらた委員 もうわかり切っていることかもしれないが、多摩市立総合体育館等指定管理者候補者選定委員会審査結果報告書によると、総合体育館レストランコーナーの有効活用や地元企業の活用及び市民の雇用促進などの地域貢献については一定の提案があったものの、十分と言える内容ではなかったということをやはり9月17日に提出されて、意見が言われたことに対して、きょうの12月までどういうことをしてきたか。今後の3カ月間どのような対応を考えていくかお聞きする。

鈴木スポーツ振興課長 実際、委員会が終わった後には予定候補選定1位になった健幸スポーツパートナーズさんとは協議を行い、10月3日に決定した。これまでの間はあくまで仮協定締結ということでは、全体的な大枠についての協議を行ってきて合意に至ったということで、詳細については正直まだこれからのことだと思っている。特に今回しらた委員さんからご指摘いただい

たレストランコーナー等の有効活用は一定程度の提案はあったけど、十分とは言えないということをお願いしているので、これからまずは来年4月に向かっては、この指定管理者の指定をお認めいただいた後には、先方とも協議していきながら、指定管理者任せにしないで、市のほうも十分意見を踏まえて、リーダーシップもとりながらこれについてはさらなる改善、工夫等を重ねていければいいと考えている。

しらた委員 今後市民の意見、利用者の意見も聞いて、ここの意見書ではカフェだけでは不十分ということなので、その辺もしっかりと行政側が指導していただきたいと思います。過去は月5万円の家賃ということだったが、やはり市民の負担、駐車場を有料化にするとかとれるところ、どう考えてもあそこで5万円は安いのかと。その辺も含めて駐車場を今度市民からとるところは、私とすればもう少し工夫が必要、今後もまた市の意見を聞きたいと思う。

鈴木スポーツ振興課長 指定管理者の運営に当たっては、民間の活力を導入した中でさまざま工夫をしていくことで利用者をふやし、さらに魅力ある事業展開を行っていただいて、利用料金収入等を上げた中で、極力市民の負担は減らすようなことのできたいと思っている。また、駐車有料化も今は6月議会からも全体の整理が必要ということを重ねて受けてきた中で、今、企画政策部を中心に全体の整理を行っているところである。今後も基本的には指定管理者の業務範囲については、指定管理者が責任を持って業務を担うのは当然のことだが、その中でも特に今回いただいているレストランの活用については、利用者アンケートといったものも協議しながら、実施していきながらよりよい運営を市としても積極的に話しながら進めていきたいと思っている。

大くま委員 今回レストランの部分に議論が集中してきたと思うが、私も以前勤務していて、よく利用させていただいたところである。公共施設の中にあるレストランということで、地域の方も気軽に利用して、例えばスポーツの前後にあそこで歓談をされていたり、夏休みやゴールデンウィークは子どもたちがあそこで少し勉強したりとか雑談していたりという様子も見てとれる。

やはり公共施設の中にあるレストランの役割として、市民の中に開かれた利用のしやすい場所であるというところは、なくさずに地域にそれぞれ貢献していける場として生かしていただきたい。収益化という形が議論が先行した中では、あそこに不安も残るところだが、今後改善をしていく中で、公共施設の中にあるレストラン施設としてはあるべき姿を実現するよう進めていただきたいと思うが、いかがか。

鈴木スポーツ振興課長 今、大くま委員がご心配、ご指摘いただいたことは、市のほうも気持ちは同じだと思うので、結果としてそういった収益分につながればという思いでいる。

岩崎委員 決めるに当たって今後いろいろな庁内の中の連携、例えば健幸まちづくりとか私たちは今言っていたが、そういうところとの連携の中で考えていく可能性はあるのか。レストランに関してこういった報告が出たということと、これから指定管理に当たるという中で、庁内ではこういう課題があるけれども、一緒に考えないかということで、今は多分仕様書も全て所管だけでやってきたと思うが、雇用関係やどういうシティセールスになる場所がいいのか、あるいは健幸まちづくりとして体操した後にそこで健康的な食材があるということも重要なのではないかとなったときは、部だけではできないこともあるのではないかと思うが、いかがか。

鈴木スポーツ振興課長 まず一義的にはスポーツ振興課、くらしと文化部が当然中心になってやると思うが、今言われたように場合によっては他部署と連携した中で進めていくのは当然のことかと考えている。

いいじま委員長 ほかに質疑はないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

いいじま委員長 質疑なしと認める。これをもって質疑を終了する。

これより討論に入る。意見・討論はないか。

大くま委員 第111号議案 多摩市立総合体育館、多摩市体育施設、多摩市立武道館及び多摩市立陸上競技場の指定管理者の指定について、日本共産党多摩市議団を代表し、可決すべきものとの立場での討論を行う。

今回改善にもこれからさらに取り組んでいくということだった。きちんと公共施設としてどのように地域に愛される、使っていただける施設にな

のか、改善を進めていただくということを申し上げて、可決すべきものとの立場での討論とする。

いいじま委員長 ほかに意見・討論はないか。

本間委員 第111号議案 多摩市立総合体育館、多摩市体育施設、多摩市立武道館及び多摩市立陸上競技場の指定管理者の指定について、公明党を代表して、可決の立場で討論をさせていただく。

31陳情第4号及び元陳情第8号の総合体育館及び多摩東公園駐車場有料化に対する陳情の中に、総合体育館内のレストランの活性化を求めるものが記されている。そして、その陳情に対し、公明党は趣旨採択をしている。また、指定管理者選定委員会の報告書の委員会意見でも、レストランコーナーの有効利用について一定の提案があったものの、十分と言える内容ではなかったとある。総合体育館レストラン活性化を体育館利用者や近隣地域の方々も求めていると認識している。今後、選定事業者による提案とともに、市が事業者と意見交換をしながら、よりよい環境づくりを検討していただくことを要望して、本議案に対する可決の討論とさせていただく。

岩崎委員 多摩市立総合体育館、多摩市体育施設、多摩市立武道館及び多摩市立陸上競技場の指定管理者の指定について、ネット・社民の会としては可決の立場で意見・討論させていただく。

今後5年間を考えたとき、総合体育館内のレストランについて、指定管理候補者を決定され、その報告を受けたが、あまり十分でなかったというところが、このレストランに関してはすごく懸念している。指定管理者選定委員による候補者選定委員会審査結果報告書の委員会意見のレストランコーナーのところは、本当に大事な視点だと思うので重視していただきたいし、今のままで指定管理がされることによって、どの程度改善がされるのかというところが、本当にまだはっきり見えてこないところがある。

そして、総合体育館という公共施設内のレストランだが、近くに東寺方複合館もあるし、スポーツをする人もそれに限定しない形で、その地域の拠点になって、誰もが集える場所になっていくということが重要だと同時に、スポーツをした後にそこに立ち寄っていけるような健幸都市、まち

づくりの多摩市としての価値をそこに見出せるのではないかと思うところである。

レストラン活性化を要望する陳情が前に趣旨採択された経緯もある中で、他の自治体において活性化し、地域に貢献している参考となるレストランやカフェなど、またはいろいろなことを調査し、研究して生かしていただきたいと思っている。

附帯決議などをつけることで、地場の野菜を使ったり、運動して体を動かし、その上で体に優しい食べ物のレストランで食事ができるなど、いろいろな方法で私たち議会としても見ていきたいところがあるが、心と体も健康になれる、その健幸都市ということを可視化できる場所とするためにも、このままでは不十分ということを市はよくわかっていただきたいところは思っている。

以上を申し上げて、可決の討論とする。

しらた委員

第111号議案 多摩市立総合体育館、多摩市体育施設、多摩市立武道館及び多摩市立陸上競技場の指定管理者の指定について、フェアな市政として、可決の立場で討論する。

報告書にもあるように、総合体育館レストランコーナーの有効活用や地元企業の活用及び市民の雇用促進などの地域貢献については、一定の提案があったものの、十分とは言える内容ではなかった。特に地域貢献や危機管理対応については課題と認識しつつも、十分な改善提案があったと言えないという意見が出たということで、もちろん私が言うまでもない。市のほうでも理解をしていただいたと思っている。これからは市民の財産、そしてスポーツ施設である公園管理の営業においては、市民が健康で幸せを感じ、よかったという思いができるように、そして今後ともしっかりと指定管理者のほうと意見交換をして、市民のためにと市が主導権を持って行っていただきたいと思う。

以上で可決の立場としての討論を終わる。

山崎委員

第111号議案 多摩市立総合体育館、多摩市体育施設、多摩市立武道館及び多摩市立陸上競技場の指定管理者の指定について、新政会を代表して、可決の立場で討論する。

選定委員会の意見では、総合体育館のレストランコーナーの提案について、有効活用や地域貢献、危機管理対応については改善が必要とされているので、その点を特に重視し、今後の課題として積極的に検討し、実施していただくことをお願いして、可決の意見・討論とさせていただきます。

いいじま委員長 これをもって討論を終了する。

ただいまご意見を伺ったところ、可決すべきものという意見が5名全員である。よって本案は可決すべきものと決した。

この際暫時休憩する。

午後 1時16分 休憩

午後 1時17分 再開

いいじま委員長 休憩前に引き続き、会議を開く。

日程第3、第121号議案 多摩市立子育て総合センター条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とする。

これより市側の説明を求める。

芳野子ども青少年部長 それでは、ご説明する。多摩市子育て総合センターを多摩市子ども家庭支援センターに名称変更することで生じる条例改正の案件である。

現多摩市子育て総合センター条例中、子育て総合センターという文言を全て子ども家庭支援センターとし、若干ほかの言い回しも変更するものである。理由としては、他の自治体子ども家庭支援センターを使用しており、名称を他自治体と同じくすることで、市民や関係機関に誤解を与えることを防ぎ、東京都や各自治体からの通知文書等に記載される名称や、さまざまな文書に記載される名称も、子ども家庭支援センターとされていることから、市民にわかりやすく変更するものである。

よろしくご審議くださるようお願い申し上げます。

いいじま委員長 これをもって説明を終わる。

これより質疑に入る。質疑はないか。

大くま委員 経過だけ確認したいが、もともと子ども家庭支援センターとして始まって、今、子育て総合センターとなっていて、なぜそういう経緯があったのか、経緯も確認したいと思う。

角谷子育て総合センター長 ご説明する。委員のおっしゃるとおり平成16年7月に東永山複合施設内に設置の際には、子ども家庭支援センターということで、要綱設置でそういう名称となっていた。平成27年11月に現在の豊ヶ丘に移転する際に、地元の方の意見も聞きながら話し合いをする中で、総合的な子育て支援施設というような位置づけを求める声もあったというところで、改めて名称変更して、子育て総合センターとなった経緯がある。

今回区市町村の中では、東京都の区市町村における児童相談の機関として、一般的な名称が子ども家庭支援センターということで、都から出される文書も全て児童相談所、市は全部各市の子ども家庭支援センターとなっているので、市民や関係機関にもわかりやすいように名称をまた改めることになった。

いいじま委員長 この際暫時休憩する。

午後 1時21分 休憩

午後 1時22分 再開

いいじま委員長 休憩前に引き続き、会議を開く。

大くま委員 地元との協議の上で今のようになって、また変えるということでそこら辺の調整、ご理解はいただいているのかどうか。

角谷子育て総合センター長 地元の方、お隣の八幡神社の土地交換等もある地域になるので、神社の総代の方、地域のご協力いただいた方等にご説明をして、ご理解を得ている次第である。

いいじま委員長 ほかに質疑はないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

いいじま委員長 質疑なしと認める。これをもって質疑を終了する。

これより討論に入る。意見・討論はないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

いいじま委員長 意見・討論なしと認める。これをもって討論を終了する。

これより第121号議案 多摩市立子育て総合センター条例の一部を改正する条例の制定についてを挙手により採決する。

本案は、可決すべきものとするに賛成の諸君の挙手を求める。

(賛成者挙手)

いいじま委員長 挙手全員である。よって、本案は可決すべきものと決した。

日程第4、第122号議案 多摩市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とする。

これより市側の説明を求める。

芳野子ども青少年部長 本件は成年被後見人や被保佐人であることをもって、一律に保育士や養育里親、養子縁組里親になれないという欠格条項が見直され、必要な認知判断及び意思の疎通を個別に適正に判断することとされたことにより、関連法令である児童福祉法第34条の20第1項の欠格条項から、成年被後見人や被保佐人を規定した条項が見直された。それに伴い、同法を引用していた多摩市家庭的保育事業等の整備及び運営の基準に関する条例を改正することとするものである。

よろしくご審議のほどお願いする。

いいじま委員長 これをもって説明を終わる。

これより質疑に入る。質疑はないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

いいじま委員長 質疑なしと認める。これをもって質疑を終了する。

これより討論に入る。意見・討論はないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

いいじま委員長 意見・討論なしと認める。これをもって討論を終了する。

これより第122号議案 多摩市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを挙手により採決する。

本案は、可決すべきものとするに賛成の諸君の挙手を求める。

(賛成者挙手)

いいじま委員長 挙手全員である。よって、本案は可決すべきものと決した。

日程第5、第123号議案 多摩市学童クラブ条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とする。

これより市側の説明を求める。

芳野子ども青少年部長 本件は、多摩市豊ヶ丘学童クラブが貝取小学校に移転することに

伴い、条例上から多摩市豊ヶ丘学童クラブを削除し、新たに多摩市貝取小学童クラブを加え、さらに多摩市南鶴牧小学童クラブと多摩市南鶴牧小学童クラブ分室をそれぞれ多摩市南鶴牧小学童クラブ第一と多摩市南鶴牧小学童クラブ第二へ変更するための条例改正である。

よろしくご審議くださるようお願いする。

いいじま委員長 これをもって説明を終わる。

これより質疑に入る。質疑はないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

いいじま委員長 質疑なしと認める。これをもって質疑を終了する。

これより討論に入る。意見・討論はないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

いいじま委員長 意見・討論なしと認める。これをもって討論を終了する。

これより第123号議案 多摩市学童クラブ条例の一部を改正する条例の制定についてを挙手により採決する。

本案は、可決すべきものとするに賛成の諸君の挙手を求める。

(賛成者挙手)

いいじま委員長 挙手全員である。よって、本案は可決すべきものと決した。

この際暫時休憩する。

午後 1時26分 休憩

午後 1時26分 再開

いいじま委員長 休憩前に引き続き、会議を開く。

日程第6、特定事件継続調査の申し出についてを議題とする。

本件は別紙のとおり申し出ることにはしたいと思う。これにご異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

いいじま委員長 ご異議なしと認める。では、そのようにさせていただく。

この際、暫時休憩する。ここで協議会に切りかえる。

午後 1時28分 休憩

(協議会)

いいじま委員長 休憩前に引き続き会議を再開する。

協議会 1 番、(仮称)旧北貝取小学校跡地施設整備の進捗状況について、市側の説明を求める。

松尾くらしと文化部長 1 番の旧北貝取小学校跡地施設整備の進捗状況についてだが、本件は本年 6 月議会で、基本、実施設計の業務委託の補正予算をお認めいただいて、現在基本設計に取り組んでいるところである。この基本設計と並行して、現在は整備後の運営組織や施設管理、使用料等に関する管理運営方針の検討を進めているところである。本日はその進捗状況と今後の予定についてご説明させていただきたいと思っている。説明は古谷文化・市民協働課長から説明させていただくので、よろしく願います。

古谷文化・市民協働課長 (仮称)旧北貝取小学校跡地施設整備の進捗状況について、ご報告させていただく。先ほどくらしと文化部長からご説明させていただいたとおり、前回の子ども教育常任委員会では、旧北貝取小学校跡地整備事業として、基本設計、実施設計に着手したことをご報告をさせていただきました。今回はその際の今後の予定のところで触れさせていただいた、管理運営と条例制定等の進捗状況を説明させていただきたいと思っている。

4 月の基本方針のときには、施設の運営はそのノウハウを指定管理者の導入を基本とし、管理についても同様に対応していきたいと記載しているところである。

1 の項目だが、(仮称)旧北貝取小学校跡地施設管理運営方針の策定を今現在パブリックコメントを開始したところだが、案をつくっているところである。資料は別添の(仮称)管理運営方針案だが、こちらの目的は(1)に書いてあるとおり大きく 2 つある。今後予定している指定管理者に施設管理の方向性を示すということ、そして、2 点目はこれから条例制定を予定しているが、施設条例に記載する内容を明らかにするという大きく 2 つの目的を考えている。

内容は管理運営方針案のとおりだが、今後パブリックコメント募集を経て、来年年明けに当該の方針を策定してまいりたいと考えている。

内容について説明させていただく。別添資料、管理運営方針案をごらんいただければと思う。めくって目次の部分だが、今回はこの中で基本方針

では、これまで常任委員会でもご質問も受けたところにポイントを絞って、4ページの施設の位置づけ、5ページの管理運営形態、7ページの指定管理の範囲、13ページの開館時間、17ページの災害時対応についてご説明してまいりたいと考えている。

まず4ページを見てほしい。施設の位置づけである。施設全体は生涯学習施設と位置づけ、市民活動、交流センターは4行目に書いてあるが、生涯学習活動機能を担う施設として整備してまいりたいと考えている。真ん中あたりに書いてあるが、文化財郷土資料室については、文化財収蔵見学体験機能を備える施設として整備してまいりたいと思っている。

施設の位置づけとほかの公共施設との関連イメージについては、その下の図にあらわしているとおりである。右半分が文化財郷土資料室の機能とかわり、左半分が市民活動交流センターの機能と他施設とのかかわりというところである。

続いて、施設の管理運営形態だが、指定管理者にどの部分を担っていただくのかは、5ページの真ん中、2、管理運営形態の表を見てほしい。施設機能、市民活動交流センターと文化財郷土資料室について、建物・設備の部分と市民活動交流センターの事業の部分を指定管理者に担っていただくこととしたいと考えている。ただし、5ページの下から6行目をごらんいただきたいが、文化財郷土資料室の職員が不在となる土日は、その部分も指定管理の一体として鍵の解錠などはさせていただくことを考えている。

指定管理の範囲は7ページを見てほしい。指定管理の範囲と事業の業務の内容はこちらに書かせていただいているとおりである。旧北貝取小学校跡地施設全体としては、左の市民活動交流センターと文化財郷土資料室別々の施設が入る形になっているが、右下の市直営の部分は指定管理者業務ではなくて、教育振興課で行うというイメージである。

運営組織体制は8ページをごらんいただくとおり、指定管理者が中心となっただき、多摩市が施設を管理する指定管理者を管理監督し、指定管理者から報告を受けの中で、指定管理者自身に左上の意見交換、対話の場を利用者、指定管理者、市との間で運営について場を設けさせていただ

くところ、運営を協議するのは右上で利用者と指定管理者とで協議をする場といったところで、関係性を示させていただいているところである。

13ページを見てほしい。先ほど文化財郷土資料室の開館の土日の部分があったが、従前は平日のみの開館とさせていただいていたが、市民活動交流センターとあわせてできる限り開放できる部分は一緒に開館していく形で、文化財郷土資料室の開館日の部分を改めさせていただいている。

最後に17ページを見てほしい。6の災害時対応である。こちらの地域は避難所として今は指定されていないが、今後避難所として指定される想定で、指定管理と協議、対応していくことを明記している。管理運営方針のご説明は以上である。

続いて、施設使用料について、2の項目についてご説明させていただきたい。施設使用料も4月に策定した基本方針の中で、施設使用料は公共施設の使用料設定に当たっての基本方針に基づいて設定していくことを明記している。現時点では検討段階でまとめているところだが、そのところを今回はご報告させていただきたいと思っている。

まず使用料の設定対象となる部分について、(1)に書いてあるとおりである。①の市民活動・交流センター部分は校舎と体育館・グラウンド・陶芸小屋・倉庫である。②が駐車場である。この2つについて使用料設定の対象としていくことを今検討しているところである。

なお(2)使用料の対象外となる部分は、校舎の約半分は文化財郷土資料室部分となっているが、こちらはここの記載の考え方にに基づき、使用料設定の対象外とさせていただきたいと考えている。

また、こちらの施設の管理運営は指定管理者制度の導入を行う予定なので、料金制度の導入を想定している。今回設定していく使用料はその上限額とすることとなる。

続いて使用料設定の考え方である。別添使用料設定の考え方を見てほしい。A3の資料である。左上に書かせていただいているとおり、基本方針に基づいて検討した結果をあらわしているが、現行で今考えている使用料金額ではない。今後は条例制定に向けてこの算定結果を勘案していきつつ、使用料について精査をしていきたいと考えているが、今の基本ルールで算

定した結果や、学校跡地施設の利用料との比較などを今回は表であらわさせていただいた。

簡単に算出結果をご説明させていただく。施設区分ごととなるが、まず普通教室と特別教室の部分について①基本ルール、②性質別分類、③利用者負担率とあるが、何を言っているかということと公共施設の使用料設定に当たっての基本方針、基本ルールのことである。

資料右側に基本方針より抜粋とあるが、使用料の算定の基本ルールというのは、原価と性質別負担率で使用料の目安があらわされることになっている。この性質別負担率については下のところにあるが、普通教室と特別教室は性質別分類表の民間による提供のあり、なしの真ん中のⅠの部分、基礎的か基礎以上かについては、真ん中のⅡで合わさったⅢの部分で想定している。基本ルールによって設定した場合、基本ルールとの算定値はこちらに書かせていただいたとおり、1時間当たり130円、特別教室だと1時間当たり200円という算定値となった。学校跡地施設利用料は現行3時間以内で100円となっている。3.9倍と6倍といった形の金額となる。なお、公共施設のほぼ似たような面積のほかの公共施設の使用料、来年4月改定を1時間当たりで大まかに換算したものを右側の欄に書かせていただいている。

続いて施設区分の体育館・グラウンド・陶芸小屋である。基本ルールはⅠ、性質別分類はⅢ、利用者負担率は75%と書いてあるが、右下の抜粋の各施設の性質別分類及び利用者負担率の部分を見てほしい。分類Ⅲの欄の基本ルールによらない算定を認める施設、総合体育館や屋外体育施設などが挙げられている。こちらに類似するものと考えて、設定の考え方は利用者負担率は市内のほかの施設、また近隣自治体の類似施設を参考に、基本ルールによらない算定を認める施設として設定することを考えている。

ただ、もし基本ルールで算定した場合の試算結果を⑤の項目で挙げさせていただいている。体育館が1時間880円、グラウンドが640円、陶芸小屋が300円といった結果となっている。

続いて施設区分の倉庫は、倉庫を市民の利用に供するものとして使用料をとるといった事例が今まで多摩市にはないので、ほかの自治体を参考に

設定していくということで、現在検討しているところである。

続いて駐車場についてである。こちらも別途整理中ということである。施設別の右下のウでいうと、100%ということで基本ルールによらない算定を認める施設のところに駐車場が挙げられているが、現在多摩市では駐車場について全体的な考え方の整理が求められているので、その中で整合性をとりながら条例制定に向けて検討を進めていきたいと考えている。

あともう1つ、付帯設備でグランドピアノがある。現在、東永山複合施設にグランドピアノが1台設置されているので、そちらを移行して継続して使用することを想定している。こちらについても各公共施設の使用料をもとに設定していくことを検討している。

なお、算出結果は1の項目のとおりで、左下のところだが、基本ルールによる算定における原価の計算方法としては、当該施設の維持管理に係る費用や大規模改修に係る費用ということで示させていただいているが、そのときの経費の根拠となったものは、現在東永山複合施設部分で市民開放しているのに係る経費、指定管理料として必要となるであろうと見込まれる経費を合わせて経費として算出させていただいた。

続いて右の3の部分である。使用料の減額と免除については、現行の公共施設の使用料設定に当たっての基本方針であらわされている基本ルールと、現行の学校跡地施設市民開放事業での取り扱いをもとに示させていただきたいと考えている。

後ろの1、2をあわせて今後の予定だが、もう一度資料にお戻りいただいて、3の項目のご説明をさせていただきたいと思う。今後の予定としては、1の項目でご説明させていただいた管理運営方針のパブリックコメント終了後、1月に管理運営方針の策定をしていきたいと考えている。5月末には基本設計と実施設計が完了するので、6月の段階では条例案の提出、改修工事等に係る経費の補正予算を計上させていただきたいと考えている。7月には指定管理者の選定に着手し、予定では10月には改修等の工事に着手していきたいと考えている。12月に指定管理者の指定議決を行い、再来年の10月の施設開館に向けて準備をしていきたいと考えている。

説明は以上である。

いいじま委員長 市側の説明を終わった。質疑はないか。

大くま委員 資料の使用料の考え方についてお聞きしたい。使用料は基本的には基本ルールに基づいて算定して、ほかの施設とバランスをとりながらこれから決めていくと思うが、基本ルールそのものについては私どもの会派は必ずしも賛成していないことはあるが、それはここで議論すべきことではないが、使用料の減額及び免除について、現行のものに特記したものだと思うが、例えば市内保育所、幼稚園、小学校、中学校または高等学校が利用する場合は免除という規定があるが、旧北貝取小学校、例えば学童クラブで扱う場合も類似するような、子どもたちが利用する施設だということを考えれば免除にするということも検討していくことが必要ではないかと思うが、その点は今後の検討の中になるのか。

古谷文化・市民協働課長 基本ルールに基づきということで今回お示しさせていただいたが、他の公共施設などの運用状況なども勘案して検討していきたいと考えている。

岩崎委員 素案の17ページの避難所に指定された場合のところだが、いろいろな文化財が置いてあったりする中で、ここは避難所の場所にしようとか、ここはこういうときには使おうというのはある程度決めているのか。

古谷文化・市民協働課長 避難所として指定された場合の避難所のマニュアルは、その施設ができた後に整備をしていくものと考えている。現時点では施設の中で文化財のお部屋が実際に避難所として開放できるのが適切なのかどうかは、今後施設を運営していく中で、マニュアル等を整備する中で具体的に検討していくものと考えている。

基本的にはほかの学校と同じように、体育館を避難所として運用していくことを想定している。

岩崎委員 今のだと体育館はある程度何も置かれていないことが状況としてあるということか。

古谷文化・市民協働課長 現行の跡地施設の体育館を利用されている状況を想定して、市民の活動の利用に供するので、何かそこにもものが置かれたりということではないと考えている。

いいじま委員長 ほかに質疑はないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

いいじま委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

次に、2、パルテノン多摩大規模改修事業等の進捗について、市側の説明を求める。

松尾くらしと文化部長 本件は12月9日の補正予算の審議において、パルテノン多摩の大規模改修の工事費の予算をお認めいただき、まことにありがとうございます。今後、契約の手続を進めながら来年4月には全館休館となり、7月から工事に着手していくという予定であるので、何とぞよろしくお願い申し上げます。

本日は現在取り組みを進めている管理運営計画、また文化振興財団の休館中の取り組み、使用料改定、自動演奏楽器の配置と活用等について、現時点での検討状況等について立花文化施策担当課長からご報告させていただきたいと思うので、よろしくお願いする。

立花文化施策担当課長 きょうは資料の数が多いのでポイントをなるべく絞るが、少しお時間をいただければと思う、よろしくお願いする。

まずは1枚目、大規模改修事業関係スケジュールということで、今までずっと何度となくお示してきた内容ではあるが、縦に薄く線を引いたが、今年の12月で基本設計、実施設計が終了して、今、くらしと文化部長からお話があったように、その次のステップに進むことになる。この1月から6月までの間に契約事務手続を経て、7月に改修工事に入っていきたいというスケジュール感である。

その下にお示しているのが、1つは管理運営計画ということで、今市民と専門家が参加する策定委員会を開催しているが、この中で管理運営計画、あるいはその管理運営計画を踏まえた今回の条例の改正のステップに入っていくものである。その条例改正ができればその次の下に指定管理者の選定ということで、来年3月の条例改正を経て、来年6月、7月には指定管理者の選定作業に入っていきたいと。来年12月には指定管理者の議決をお願いしたいと考えている。この辺は今まで何度となくご報告させていただいた内容である。

その中で特に今回はソフトの部分で、管理運営計画ということで今検討しているが、資料1をごらんいただければと思うが、管理運営計画の位置

づけについてという資料があるか。この資料はおさらいにはなるが、今まで検討を重ね、基本計画が策定された。この基本計画に定める理念、方針、目指すべき将来像に向かって、具体的にどういう運営をしていくかというところが管理運営計画になる。今、お話し申し上げたように管理運営計画に基づいて、その後の条例設置していく管理者の選定に流れになっていくということを一覧表でお示したものである。

資料の1-1ということで、管理運営の現状と見直しの概要ということで、これが管理運営計画策定委員会で議論している内容、あるいは成果ということになる。管理運営計画、8つの計画をあわせて管理運営計画と呼んでいるが、ここにあるように例えば一番上の運営計画ということで、開館時間は現在9時から10時までになっているが、その議論の中で借りている団体を少しでも早目に入館できることが必要だというご意見や、逆に一方では、時間延長対応による現場の負担も考えるべきではないかというご意見。そういったところから基本は9時から10時までの開館としながらも、開館時間の前後2時間、早朝7時から9時まで、夜10時から12時までについては、指定管理者の判断でご利用様との協議、話し合いの中で開館の延長が可能になるというルールに変更しようということになっている。

ここから下のものは全てそうだが、条例に関係するものは一番右側の欄に設置条例というマークをつけさせていただいた。ここでの議論の結果が管理運営計画に反映されるだけでなく、今、複合文化施設条例の内容をこの計画に基づいて改正していくというものである。

ポイントとしては、その下にあるように利用者登録ということで、2番目、貸し館計画だが、例えば利用者登録、代表者は18歳以上が現行ルールだが、大幅に引き下げて13歳以上、中学生にも登録をしていただくということ、あるいは議会からも再三にわたりお話しいただいていたホールの連続使用、大きなホールなので興行等でも使うが、今は6日以内となっているのを全施設30日以内までは連続で使用を可能にしていこうと。当然何でもかんでも30日以内ではなくて、指定管理者が検討して設置ができるようにしていくということである。

利用料金は、その次の資料で説明させていただければと思う。資料2でパルテノン多摩の使用料改定という資料をつくらせていただいた。このパルテノン多摩の資料、現行のルールでは基本ルール、公共施設の使用料設定に当たっての基本方針であるが、この中ではパルテノン多摩はその基本ルールにより算定するというのではなくて、それによらない算定ができる施設と定められている。

ただ、ここではまず基本ルールに基づく算定をした上で、近隣類似施設との比較検討をしてみたいということで、まずは基本ルールに基づく算定を試みた。その上で近隣類似施設と比較検討していったが、近隣類似施設との料金設定については、その基本ルールの算定どおりにいくことで特に問題はないという判断から、今回は基本ルールに基づく算定をしている。当然急激な負担増とならないように改定上限を適用している。

それから、改訂の趣旨としては今回リニューアル後には文化振興財団だけではなくて、民間事業者の力もおかりして、管理運営をしていきたいということから、なるべく柔軟な料金体制を整えていきたい。民間の力を十分に生かせるような形の料金体制にしたい。それから、もう1つが子どもたちの文化芸術体験を促進していきたい。以上のような趣旨から、料金改定の検討を進めた。

その中で特に3番にあるが、料金加算ということで、今回新しく営利目的の料金と。営利目的の利用については施設利用について使用料金を最大100%加算可能、倍にできると。それを上限として指定管理者のほうで営利目的使用の場合には料金を設定することができるとさせていただきたいと考えている。

それ以外は従来あるものの変更等である。入場料加算は従来あったが、従来は入場料1,000円以上から加算していたが、市民団体が使う場合でも1,000円、2,000円というのはそのまま見受けられる。そういった場合には加算をしないで済むように、逆に3,000円以上からの加算にしようとしている。こういったところで今変更を検討しているということである。

それから、減免制度だが、現在条例上減免制度はあるが、具体的に何に

対して減免するかというのは施行規則で定めている。その施行規則も今後見直ししていこうということになっている。

その中で4番の(2)にあるように、市内小中学校が利用する場合、年1回までは減免対応したいと考えている。利用料金、使用料については資料2-1に一覧表を掲げさせていただいた。数字一つ一つは申し上げないが、表の一番右、改定上限を適用したものには黒丸をつけさせていただいている。現在の使用料という欄に縦に見ていただくと新設というのが出てくる。第9楽屋や一番下の第4会議室、工作室、ワークショップルーム等々といったものは今回の改修工事で新しくできた部屋ということで、ここで新たに料金設定をさせていただいている。

続いて、先ほどの資料1-1は利用料金、使用料の後に事業計画や広報計画等々がある。まだ直接的に条例改正に影響するものではないが、内容はその表に掲げているとおりである。

資料3ということで、今管理運営計画策定委員会が管理運営計画の策定の分科会ともう1つ、多摩市の文化振興方針の見直しを進める分科会の2つに分かれて検討している。そのもう一方の文化方針に関する検討状況ということのご報告である。こちらは今現在平成21年度に設定した多摩市の文化振興方針があるが、これを見直し、場合によっては条例化していきたいということが基本計画にうたわれている。これに基づいて今条例化ないしは方針の見直しに向けて議論を進めている。令和元年度については今回の委員会方式、その資料にあるように来年度も引き続き委員会方式で条例あるいは方針の内容の検討を進めていきたい。今後、パルテノン多摩中心に多摩市全体の文化施策をどうしていくかということを広く市民に共有する必要があることから、ワークショップ等々の方式も導入していきたいと考えている。

令和2年度はその条例あるいは方針の内容を集中的に議論し、市民に広げていく期間と。そして、令和3年度に具体的に条例もしくは方針の制定に向かいたいと考えている。

駆け足だが、続いて資料4に移らせていただきたいと思います。パルテノン多摩改修による休館中の業務ということである。来年4月1日から休館に

入る。7月からは改修工事に入りたいということで、令和3年12月末までが改修工事の予定である。それ以降令和4年1月からリニューアルしたパルテノン多摩の指定管理を開始したいと考えているので、令和2年4月1日から令和3年12月末までを業務委託という形で、文化事業等を行っていきたいと考えている。

委託先は文化振興財団と民間事業者、これも以前にご報告させていただいているが、文化振興財団のほうでパートナーを募集を行って、民間事業者との共同事業体を設立したしている。この共同事業体に対して新しい指定管理者もそうだが、この休館中の業務委託についてもこの共同事業体に対して業務委託をしていきたいと考えている。

業務委託内容だが、その表にあるように大きくいうと、1つが多摩市の文化振興事業、文化振興業務ということで、パルテノン多摩がない中ではあるが、市民文化活動に対する継続的な支援や市内各場所を使っての文化事業、あるいは児童館、学校、コミュニティセンター等へのアウトリーチ活動といったものを継続して実施していきたいということである。

2つ目がリニューアルオープン、2年間の改修工事というが、事業を企画するには2年間、十分に必要だということで、ここから早速リニューアルオープンに向けての準備を開始していく必要がある。

(3) 開館に向けた運営、準備ということで施設の受付の準備や広報戦略への対応。

(4) 改修工事に関する業務ということで、事務所の機能を休館中は移転をしなければならない、改修工事期間中の備品は移転して、管理していかなければいけない、あるいは改修工事事業者との対応等がある。こういったものについて共同事業体に業務委託していきたいと考えている。

資料5をごらんいただく。先般の議会の中でも質問が出ていたが、自動演奏楽器について子ども教育常任委員会で議論していただいているので、ここでご報告させていただければと思う。経過としてはご承知のとおり、あるいは先般の議会の中でお話ししたとおりだが、パルテノン多摩及び新しい図書館のオープンスペースに設置して行って活用していこうという方針のもと、図書館ともあるいは設計事業者とも協議している。その協議

した結果、現時点ではその配置として絵にあるように、パルテノン多摩にそのパッカードという大きなものを固定的にそこに置くことになると思うが、こちらに配置して活用していきたいと考えている。新しい図書館のほうにはレジーナというオルゴール、チェンバーオルガンの2つを置きたいということになっている。ちなみに休館中は、各楽器は収蔵庫の中に収蔵し、新しくリニューアルし、図書館がオープンする際にそこに配置をしていきたいと考えている。

資料の説明は以上である。ここで休館に入るので、その前にさまざま備品の移転等の準備があるが、休館中に何とかリニューアルオープンに向けての準備、今申し上げたさまざまな作業を行っていきたいということでご報告させていただいた。よろしく願います。

いいじま委員長 市側の説明は終わった。質疑はないか。

岩崎委員 使用料のところ、市内料金と書いてあるが、市内の人たちという意味か、それともこういうくくりなのか。

立花文化施策担当課長 使用料の基本ルールの中で算定する基準の額は市民の方の金額になる。市外の方については従来どおりだが、私どもの作成している資料では資料2にあるが、料金加算の(3)に市外利用料金加算ということで、基本料金の使用料、市民向けの料金に最大30%加算するのが市外料金だということで設定している。

岩崎委員 そうすると市内の方という意味だと理解したが、あと1点、文化方針に関する検討のところ、条例にするか方針の内容を検討するかということだと思うが、結果、方針の内容はどっちにしても検討するのだと思うが、その上で条例ができる可能性があるということは、この委員会方式のところでも決まるのか。

立花文化施策担当課長 今のところの予定は、今回の管理運営計画策定委員会の文化方針分科会の中で、条例をつくるという決定ではないが、一定の方向ぐらいは少し議論をして、方向が見えたら中身、大体こういうところを方針としてつくっていかうかという話まで持っていきたいと思っている。ただし、今年決めるということを決めているわけではないので、来年度引き続き委員会方式で、条例にするのか方針の改定にするのか、もう1つ大きく出てい

るのはいずれにしても具体的な計画も必要だろうという話が出ているので、これを来年度集中的に議論して、そして、例えば条例と計画にしようとか、あるいは文化方針は方針の改定をして、具体的な計画にしようとか、それを来年度には決めたいと思っている。

岩崎委員 そうなると今の段階では、この委員の人たちの中にいろいろな方たちが入っていると思うが、どういう方たちが入っているのか。

立花文化施策担当課長 今、委員さんのほうは分科会のほうには文化施策の専門家の学識の先生、施設の運営をしていらっしゃる方、ほかに市内の教育関係や文化活動をされている団体の方々に委員をお願いしているところである。今現在の委員の人数やメンバーのままいくかどうかは、まだ予算の中でもこれから最終的に詰めていく必要があると思うが、基本的には継続的に議論する場を設けて、今まで議論していただいた方々にもご協力をできればいただいて、議論をさらに深めていきたいというのが来年度ということである。

岩崎委員 このパルテノン多摩の改修に当たっても、すごくたくさん議論があって、何かを決めるときにその指針となるものがないがために結構大変だったというところがあると思っている。なので今後30年とまた書いていたので、条例が一番ふさわしいのかというところが議論のところだが、それが指針となると考えられるものをつくっていくということでやっていただきたいと思う。

いいじま委員長 ほかに質疑はないか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

いいじま委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

3、パルテノン多摩・中央図書館・多摩中央公園の工事予定と園路閉鎖期間について、市側の説明を求める。

松尾くらしと文化部長 先ほども少し触れたが、来年7月からパルテノン多摩の大規模改修工事が開始される予定となっている。その後は並行して図書館本館の建設工事、多摩中央公園の改修工事が予定されており、それらの工事を進めるに当たって、多摩中央公園の園路の閉鎖が必要となってくる。本日は多摩中央公園の園路の閉鎖の考え方や時期、周知等について立花文化施策担当課長から説明させていただく。よろしく願います。

立花文化施策担当課長 資料の右上に令和元年12月13日生活環境常任委員会ということで、先週金曜日の生活環境常任委員会で公園緑地課から報告させていただいた資料と同じである。今回パルテノン多摩・多摩中央公園・中央図書館と改修工事が続くことになる。こういった中で園路を部分的に閉鎖させていただいて工事に当たる必要が出てくることから、この辺を一体的に市民の皆さんに知らせていく必要があるということで、今回ご報告になる。

内容は園路閉鎖等のお知らせということで、この1枚目の紙よりむしろ2枚目の図面、パルテノン多摩・中央図書館・多摩中央公園等の工事予定をお知らせするという案内のペーパーをごらんいただければと思うが、パルテノン多摩の改修工事、中央公園建設工事等々のスケジュール感、いつからいつまでの時期にどこの場所が通れなくなる、その際はこちらを迂回してくださいというご案内になる。パルテノン多摩については、令和2年4月から全館休館になるので、まず、工事囲いをするのは7月からになるので、その7月以降は壁で囲って通れなくなることになる。

4月からはそれに先んじて休館になるので、大変申しわけないが、館内のエレベーター、東西の駐車場については利用できなくなるということになる。こういったお知らせをもう1枚の紙には案内看板の設置場所も書いてあると思うが、そういったところで看板でお知らせしていくということを考えている。その看板設置期間は令和2年2月から年明け早々にでもスタートしたいということで、あわせて1月20日号の広報、政策情報誌、公式ホームページ等においてもこの内容のお知らせを進めていきたいということで今回報告させていただいた。よろしく願います。

いいじま委員長 市側の説明は終わった。質疑はないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

いいじま委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

4、多摩市スポーツ推進計画の策定について、市側の説明を求める。

小林オリンピック・パラリンピック（兼）スポーツ振興担当部長 それでは、4、多摩市スポーツ推進計画の策定について説明する。本計画はスポーツ基本法第10条に基づく、地方スポーツ推進計画として、平成30年度から策定作業に着手し、市民の意見を聞くために市民アンケート調査、市民ワークシ

ヨップ、団体へのヒアリングを実施し、また関係課長で調整する検討委員会での検討、スポーツ推進審議会からの答申を経て、教育委員会への協議を経て決定したものである。計画期間は令和2年度から11年度までの10年間とし、「スポーツで創り出す『みんなが笑顔』でつながるまち・多摩」を基本目標として、本市で生活する市民をはじめ、在勤、在学、来街者を含め、本市にかかわる全ての人がスポーツを通じてつながり、笑顔になれるまちづくりを目指すものである。詳細については鈴木スポーツ振興課長が説明する。

鈴木スポーツ振興課長 それでは、資料をもとにご説明させていただければと思う。策定の経緯を今、部長の説明であったのでそこは省略させていただいて、資料1では概要版、資料2で本編をつけさせていただいている。きょうは資料1の概要版をもとに説明させていただければと思う。

概要版の1枚目が計画策定の趣旨で、スポーツが有する価値や意義を踏まえて、市民の誰もが健康で幸せに過ごせるまち、健幸まちづくりを目指してスポーツの推進を通じてまちづくりに寄与することを目的とするということである。

次に、スポーツの基本的な考え方で、下にスポーツの定義を書かせていただいている。この計画の中では競技スポーツだけではなく健康づくりのウォーキングや体操、介護予防のトレーニングや子ども同士や親子での遊びといった身体活動、そして野外活動やレクリエーションなども含めて、本計画が幅広くスポーツとして定義したところである。

スポーツのかかわり方で、今よく言われているのがするだけではなくて見る、支えるスポーツというのがよく言われるが、多摩市で本計画の推進過程において、多摩市らしいスポーツのかかわり方を新たに育んでいくということで、そういったかかわり方の提起もさせていただいたところである。

そして、次のページである。基本理念は健康、活力、共生の3つのキーワードを基本理念とした中で、基本目標は先ほど部長が申したように、「スポーツで創り出す『みんなが笑顔』でつながるまち・多摩」、全ての方々がスポーツを通じてつながり、笑顔になれるまちづくりを目指すというこ

ろである。

施策体系の考え方が、スポーツによる効果、効用を最終的には地域やまちづくりに広げていくところとしていて、大きく施策の柱は以下にあるように5つの柱に分けている。まず1つ目の柱では、スポーツに触れることから始めて、スポーツに接する、身近な機会や場所を生み出すということがまず1つ目の柱。そして、次はそれを楽しむということで、ライフステージなどに応じて、スポーツを楽しめる環境をつくり出していく。3つ目の柱はそれを継続するということで地域資源、多様な機会などを生かして、無理なく継続できるスポーツ環境を充実していく。そして、4番目はスポーツライフを創出するという、スポーツがあるライフスタイルに向けた取り組みを応援するという。最後の5番目の柱がまちづくりにつながるということで、仲間づくり、安全・安心な地域活動を地域づくりへと広がっていくスポーツの取り組みを進めていくという5つの柱立てにしている。

次のページから具体的な施策の展開で、特に濃い星マークがついているのが重点施策として、まず1のスポーツに触れるでは、1-1、街なかにあるスポーツのある風景づくりを重点施策で入れている。例えば多摩市の特徴を生かした遊歩道などを活用してウォーキングイベントを取り組み例として挙げている。2番目がスポーツを楽しむということで、次のページに移っていただいて、2-4で働く世代が手軽にできるスポーツの普及・啓発ということで、アンケート結果、調査を見ても働く世代がスポーツの実施率が低いということなので、そういった方でも手軽にできるスポーツの普及・啓発を4番目で入れている。6番目ではだれもが楽しめるスポーツ環境の創出ということで、取り組み例の中で障がい者スポーツ推進のための事業もこの中に位置づけてやるということを考えている。

また、3番目はスポーツを継続するという、4番目の項目ではスポーツ団体の活動支援ということでは、体育協会などさまざまなスポーツ団体の活動支援を取り組み例として挙げさせていただいている。

次のページで、4番目の柱のスポーツライフを創出するというところでは、その中の4としてスポーツを通じた仲間づくりということで、これま

でもしているが、パブリックビューイングを取り組み例として挙げている。最後の5つ目の柱はまちづくりへつなげるというところでは、その4番ではスポーツによる地域コミュニティ活動の促進ということで、市民運動会などの地域活動といったものを取り組み例として載せている。

次のページが、推進に向けては3つの推進力が必要だと考えている。その3つはそこに書いてあるコミュニケーションで情報・対話、コラボレーションで協働・共創、カルティベーションということで育成・向上ということで、この3つの推進力を使いながら計画の実現に向けて進めていく、そんな計画のつくりとなっている。

雑駁だが、説明については以上である。

いいじま委員長 市側の説明は終わった。質疑はないか。

岩崎委員 すごくカラフルに書いてあると思ったが、前からの議論の流れでこういうふうに出てきたと思うが、最後のまちづくりへつなげるということになると、地域のそれぞれの市が持っている資源を使うことになると思うところでは、先ほど午前中も議論したが、総合体育館などもすごく重要な拠点であるという認識でいいのか。

鈴木スポーツ振興課長 今委員おっしゃったように、総合体育館は屋内の施設における多摩市のスポーツの拠点的な位置づけであると捉えている。

岩崎委員 そうなるともちろん駅に近い場所ではないが、あその場所をみんなが使って、スポーツをして、そこに集うという場所になることが基本的に大事かというところでは、午前中の話とかぶるが、ぜひ指定管理とも連携していただきたいと思う。

いいじま委員長 ほかに質疑はないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

いいじま委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

5、台風19号による一ノ宮公園競技場・庭球場の被災状況について、市側の説明を求める。

小林オリンピック・パラリンピック（兼）スポーツ振興担当部長 では、5、台風19号による一ノ宮公園球技場・庭球場の被災状況について説明する。

去る10月17日に関東地方に来襲した台風19号により、多摩川が増

水し、河川敷にある一ノ宮公園球技場・庭球場に大きな被害が生じたので、その被災状況について報告する。詳細については鈴木スポーツ振興課長が説明する。

鈴木スポーツ振興課長 先ほどのスポーツ推進計画の中で、1点訂正である。本編の資料2だが、頒布価格が最後のページに2,000円となっているが、最終的にちゃんと基準をとって計算すると2,060円が正しいので、申しわけないが、2,060円に訂正を願いたい。

いいじま委員長 よろしいか。

鈴木スポーツ振興課長 台風19号の関係である。資料に基づいて説明させていただく。

一ノ宮公園のスポーツ振興課が所掌する球技場・庭球場の被災状況ということで、委員さんも実際現場を見られた方も多いと思うが、きょうそれも説明させていただければと思う。

真ん中に配置図を載せている。上側が土手で下側が河川側である。球技場の網かけで囲った範囲が土が流出した範囲で球技場が約半分を超えるぐらい、右側の庭球場がちょうどセンターポール付近を中心としてえぐりとられている状況である。上段の写真が被災前の庭球場で、一番左が通常の被災前ということでは、次に、実際センターポール付近をもとに基礎からえぐられている状況を写真で示している。一番右は今の安全確保のために立ち入り禁止を行っている状況である。

そして、下の写真が球技場ということで、左側は被災前の球技場で、ちょうど右から2番目の写真と土が残った箇所にも小石等が多数流れ込んできている状況があり、こちらも今は立ち入り禁止の表示を行っている。

被災後の対応状況としては、立ち入り禁止の表示等を行うとともに、指定管理者のホームページ、市のホームページ等で施設利用中断のお知らせを行っている。右下の2つ目の箱だが、今後の予定としては先週追加で議案を提出させていただいたが、12月最終日に追加補正で暫定的な復旧を行うための工事費を計上させていただいたので、ご審議いただければと思っている。また、その復旧予算をお認めいただいた後には、年明け2月中旬には工事契約、2月から5月にかけて工事実施で、一刻も早い復旧を行いたいと思っている。説明については以上である。

いいじま委員長 市側の説明は終わった。質疑はないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

いいじま委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

6、屋外体育施設に関する個別計画策定について、市側の説明を求める。

小林オリンピック・パラリンピック（兼）スポーツ振興担当部長 6、屋外体育施設に関する個別計画策定について説明する。国は、地方公共団体に対して個別の体育施設についての具体的な対応方針を定めた個別施設計画を令和2年度をめどに作成することを求めてきている。今回策定する本計画は、公園内にある野球場、球技場、庭球場、キャンプ練習場の屋外体育施設及び陸上競技場のグラウンドを対象に、施設の適正な管理のため今後の方針を定め、年次計画として令和2年度中に策定するものである。詳細については、鈴木スポーツ振興課長が説明する。

鈴木スポーツ振興課長 それでは、資料に基づいて説明させていただきたい。まず1番の経緯であるが、国は地方公共団体に対して、施設の個別施設ごとの具体的な対応方針を定めた個別施設計画策定を令和2年度を目途に策定するよう要請が来しているところである。屋外体育施設等については昨年スポーツ庁からスポーツ施設のガイドラインが示されたために、これに基づき策定を行うものである。

2番で獲得目標としては2つある。1つ目は施設の現状について分析、評価を行って、施設の総量のコントロールを含めた検討を行い、今後の方針を策定すると。そして、各施設の方針を明確にすることで、施設の適正な管理のための年次計画を作成して、着実に実行していくというものである。

3の対象施設は先ほど部長が説明したとおりである。

4番では、策定のための委員会の設置ということでは、庁内の関連する6名の課長によって庁内の委員会を設置して、その中で計画案策定全般を所掌する中で、審議会の諮問内容の検討、また答申を受けた後の計画案の検討を今後委員会の中で行うことを考えている。

5番の市民参画についてである。この計画策定の中で大きく4つ考えている。1つは公募市民も入る中で、スポーツ推進審議会の諮問・答申、そ

の前段で市民アンケートの実施、関係団体ということで体育協会さんや利用団体さんのヒアリング、ワークショップやパブリックコメントを行うような考えである。

6番で今後の予定であるが、今月中にも庁内の検討委員会を設置して、内部検討に着手したいと思っている。年明けにはまずは利用者アンケート、無作為抽出アンケートを行い、その後、新年度後には市民ワークショップを開催したいと思う。そこで出た意見等をもとに、夏にはスポーツ推進委員会に諮問、議会にも当然情報提供させていただく中で、秋には答申をいただいて、年明け令和3年はパブリックコメントを実施して、令和2年度の年度末には計画の決定、議会の報告というスケジュールを考えている。

説明については以上である。

いいじま委員長 市側の説明は終わった。質疑はないか。

本間委員 このスポーツ施設のストック適正化ガイドラインが示されたということで、この計画は国から出せという話だと思うが、その目的というか、適正じゃなかったらどうなるのか、そういった問題があるのか。

鈴木スポーツ振興課長 最終的には国へ出すというか、全国的に公共施設が更新の時期を迎える中で、経済成長も右肩上がりではなくなった中で、単純にこれまでの考えで更新はできないだろうというところでは、ちゃんとしっかりと自治体によって施設をしっかりと評価して、残すべきものは残すし、残さないものは例えば集約化するか機能転換するというのを国が求めているものになってくるので、その多摩市版をつくっていくことになる。ただ、ほかのは例えば先行した中では、橋梁や道路は長寿命化計画もこの流れの中でつくっているものである。

いいじま委員長 ほかに質疑はないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

いいじま委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

7、東京オリンピック・パラリンピック推進事業の進捗状況について、市側の説明を求める。

小林オリンピック・パラリンピック（兼）スポーツ振興担当部長 それでは、7について説明する。本日はオリンピックまで221日前、パラリンピックまでが

253日前という日である。日に日にオリンピック・パラリンピックが近づいてきているところだが、先日の補正予算においてアイスランドの紹介や記録映像の作成、コミュニティライブサイトの運営、シティドレッシングに関する予算をお認めいただき、まことにありがとうございます。事業の具体化に弾みがついてきた。現在の事業の進捗状況について報告するものである。詳細については齊藤オリンピック・パラリンピック推進室長が説明する。

齊藤オリンピック・パラリンピック推進室長 それでは、お手元の資料に基づいて説明させていただきます。まず1つ目、東京2020オリンピック競技大会コミュニティライブサイト in TAMAの開催についてである。来年7月25日土曜日9時から18時30分、また翌日の7月26日日曜日10時から18時ということで、男子レース、女子レースの開催時間にあわせて、市内の車列通過後も継続して自転車競技ロードレースをライブ中継で展開して、オリンピックの臨場感、一体感を市民をはじめ多くの観戦者と共有するようなコミュニティライブサイトを実施するものである。実施場所は多摩東公園内で、武道館、陸上競技場、中央広場を使つての開催を予定している。実施内容は(4)でお示しさせていただいているとおり、競技中継をメインにステージイベント、会場装飾、競技体験、主催者展示、飲食売店ということでこうしたものを多摩東公園に設けて実施、開催していきたいと考えている。来場予定延べ人数だが、2日間で約5,000人ということでの予定をしている。

続いてページをおめぐりいただいて2ページの東京2020大会関連シティドレッシング事業についてである。市民の機運醸成、地域の活性化を目的に多摩センター駅南側エリア、ペDESTリアンデッキ上にある大会ルックのバナーフラッグを街路灯に掲出していくというものである。またアイスランド共和国選手団の宿泊する施設周辺については、大会ルックというデザインのものではなくて、アイスランド共和国の選手団をお迎えする、歓迎する意を込めたようなデザインのバナーをつくって、掲出していくという予定である。

掲出場所については、文言で書かせていただいているが、多摩センター駅からパルテノン多摩までの南北と、サンリオピューロランド手前から多

摩郵便局の東西については大会ルックと呼ばれるデザインのものを掲出していく予定である。また、多摩郵便局の先から南側に向かってアイスランド共和国のフラッグを掲出していきたいと考えている。掲出の時期は来年の5月初旬ぐらいから始めて、パラリンピックが終了する9月初旬までの掲出を予定しているものである。

続いて3番である。東京2020オリンピック・パラリンピックに向けた市内6大学との連携事業についてである。先月11月23日土曜日に桜美林大学の多摩アカデミーヒルズさんを開催場所として、東京2020オリンピックに向けた自転車競技ロードレース応援イベントを市内6大学の連携事業ということで開催させていただいた。当日はステージプログラムとして、プロ自転車チームのTeam UKYOの主力選手2名によるトークショーや恵泉女子大学、桜美林大学のチアリーディングのパフォーマンス、そして、体験イベントと展示ということで開催させていただいた。当日、あいにくの天候ではあったが、トークイベントは開催前からお待ちいただく方も、熱心な方もいらっしゃって、来場者132名ということで、無事こちらのほうの事業も終了したものである。

4ページ目に当日の写真などを掲載させていただいているので、ごらんいただければと思う。

5ページ、最後になる。ホストタウン（アイスランド共和国）への登録申請について。先日の一般質問でもいただいてお答えさせていただいたが、ホストタウン登録ということで、内閣官房のほうに去る11月に申請書を提出した。この資料の枠囲みを読ませていただく。ホストタウン推進要綱の中に、このホストタウンとはということで、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会への開催により多くの選手や観客が来訪することを契機に、全国の地方自治体と大会参加国・地域との人的・経済的・文化的な相互交流を図るとともに、地域の活性化などを推進することを目的とするということで、自治体と相手国という、地域と国ということで友好関係、また人的・経済的・文化的な交流を進めていくというための枠組みの制度である。

このホストタウン登録することについて3つ要件がある。その3要件に

については（３）でお示しさせていただいている大会に参加するために来日する選手との交流、大会参加国・地域と関係者との交流、最後に日本人オリンピック・パラリンピアンとの交流ということで、それぞれこちらのほうに丸つき数字で書かせていただいたものについて、予定ができたのでこの内容で１１月に内閣官房に申請書を提出したというものである。

今後１２月２７日の予定だが、申請書が問題がなければ内閣官房による第１７次の登録ということで公表いただくと。その後、新年になったら、（３）に書かせていただいているホストタウン交流事業を開始していくという流れになる。

最後になったが、（２）アイスランド共和国とのホストタウン登録に関する考え方である。アイスランド共和国は世界男女平等ランキング２０１８で１０年連続世界第１位、環境パフォーマンス指数２０１８でも、世界第１１位ということである。当市は男女平等参画社会や地球と人にやさしい持続可能なまちづくりの推進に取り組んでおり、今回の事前キャンプの受け入れを契機に、同じ価値観を共有しているアイスランド共和国各種団体との人的交流への発展を推進していくということで、今後もホストタウン、また国際交流の取り組みを推進していきたいと考えている。

雑駁だが、説明は以上である。

いいじま委員長 市側の説明は終わった。質疑はないか。

本間委員 まず、１のところの７月２５日、２６日のコミュニティライブサイトで、２日間で５、０００人超の想定ということだが、駐車場は限られているのでバス、公共の交通機関でということになると思うが、例えば土日だったら聖蹟桜ヶ丘で１時間に１本程度の数で、ほかにそれにあわせてバスをお願いするとかそういうことも考えていらっしゃるのか。

齊藤オリンピック・パラリンピック推進室長 今、委員のほうからご質問があったとおり増便や今年のテストイベントもそうだったが、東部団地の折り返しのバスはずっと運行しているというところもあるので、そちらのご案内をさせていただくということで対応していきたいと考えている。

本間委員 もう１つ、２番のシティドレッシング事業だが、多摩センターだけで、例えば聖蹟桜ヶ丘や永山では全く考えていないということか。

齊藤オリンピック・パラリンピック推進室長 今回こちらで出させていただいているフラッグは多摩センターのペDESTリアンデッキ上だけだが、東京都の産業労働局の事業で各商店街に、これはラグビーとオリンピック・パラリンピックというセットだが、フラッグを掲出していくという事業があって、聖蹟桜ヶ丘、永山はそちらの事業で申請をいただいている。なおかつラグビーについては既に桜ヶ丘南口商店会さんで掲出されているので、今後その事業の中でフラッグをつけるバナーは多摩市、商店会になるが、掲出自体は東京都産業労働局がオリンピックバナーに切りかえて掲出していくということで、多摩センターは抜けていたので、そうしたところも含めて今回対応させていただくというものである。

しらた委員 同じところだが交通手段、バスは桜ヶ丘だけでなく多摩センターからも出すのか、どこが最寄りの駅になるのか。

齊藤オリンピック・パラリンピック推進室長 最寄り駅は京王と小田急の永山駅が最寄りになっている。多摩センターからお越しいただく際は永山でおりにたいて、桜ヶ丘からのバスは諏訪四丁目循環永山駅を経由しての運転になるので、会場までご案内するという形になる。

岩崎委員 バナーフラッグはよくわかっていないが、いろいろな色があるのか、何色か。何か字が書いてあるのか。

齊藤オリンピック・パラリンピック推進室長 大会フラッグは5色である。それぞれ5色を順番に掲出しなさいというルールがある。ルックの中の文字であるが、代表的なものは東京2020という文言が入って幾何学模様が入っているというものである。

しらた委員 飲食売店はこういう車でどこかに乗り入れてやってくれるのか。

齊藤オリンピック・パラリンピック推進室長 これから内容を詳細に詰めていって、かつ見積もりをとってという形になるので、決定ではないが、1つは衛生上も含めてフードカーを広場に配置するという事も想定している。

いいじま委員長 ほかに質疑はないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

いいじま委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

8、令和元年度第4回子ども・子育て会議の概要について、市側の説明

を求める。

芳野子ども青少年部長 令和元年11月6日に開催された第4回子ども・子育て会議の概要について、それぞれの担当課長より報告する。なお、③の児童虐待未然防止と早期発見に向けた情報共有に関する協定締結については、既に9月議会で報告済みである。④については第121号議案と重なるので省略させていただきたいと思う。

室井子育て・若者政策担当課長 最初に審議事項1の次期子ども・子育て支援事業計画(素案)について説明をさせていただく。協議会資料8の2ページから118ページが資料としての素案となる。本計画は子ども・子育て支援法第61条に基づき、5年を1期として教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保等を定める子ども・子育て支援事業計画を中心として、子ども・若者計画を包含した(仮称)子ども・子育て・若者プラン(素案)を庁内組織である子育て・若者支援推進本部、課長級による専門委員会及び子ども・子育て会議において審議、協議を重ね、策定した。

子ども・子育て会議でのご意見を踏まえたものが11月19日の子ども教育常任委員会勉強会で説明した素案となっており、今回の資料のものは意見の反映前のものとなる。9月の子ども・子育て会議の時点から変更した箇所については、資料のほうで網かけや下線等で表現した資料となっている。

子ども・子育て会議の委員からのご意見としては、公園における遊具の設置、公共施設における食事の提供、スマートフォンによる子育て支援サービス情報へのアクセス、障がいのある乳幼児への相談、助言対応などについてご意見をいただき、一部については素案のほうに反映させていただいている。

12月5日からパブリックコメントを開始して、現在手続中である。20日まで受付を行っている。パブリックコメントを反映し、来年3月に決定する予定としている。審議事項1について、説明は以上となる。

続いて報告事項1、若者のひきこもり相談事業(子ども若者育成支援事業)と生活困窮者自立支援事業の相談窓口の統合について説明する。

資料の119ページを見てほしい。児童青少年課において若者のひきこ

もり相談について、平成29年度からNPO法人への委託により講演会及び相談会を実施してきているが、ひきこもりされている方の高齢化や東京都のひきこもり業務の福祉部局への移管等を背景として、相談窓口のあり方については検討してきた。

資料の120ページを見てほしい。検討した結果としては、①市民からのわかりやすさ、②相談機会の拡大、③情報の集約、④対応の継続性の主に4点から、若者に特化した相談を続けるよりも生活困窮者自立支援事業の相談窓口と統合したほうがメリットが上回ると考え、次年度から統合する方向で調整を進めることとした。統合については、健康福祉常任委員会の平成30年度決算審査の事業評価の中でも、一本化のご提案をいただいていたものとなる。

相談窓口の統合後、相談窓口へつなぐための1つの手法として開催している講演会や各関係機関との連携については、児童青少年課と生活福祉課が協力して推進してまいる。

報告事項1の説明は以上となる。

続いて報告事項2、パルテノン多摩・子どものエリア事業業務委託の事業者選定について説明する。資料の121ページを見てほしい。パルテノン多摩4階の西側一部エリアで実施する子どものエリア事業については、公募型プロポーザル方式により事業者選定を実施した。7月1日に公示し、2法人から企画提案をいただいた。資格審査の上、第1次審査として書類審査、第2次審査としてプレゼンテーションを内部委員も含めた9名で構成する審査会により実施した結果、最適受託事業者として特定非営利活動法人シーズネットワーク、次席者に法人Bを選出した。その後、最適受託事業者と仕様書について協議を進め、10月31日付で契約を締結した。

現在は4階における事業の展開の仕方や開所工事への要望など、くらしと文化部や指定管理予定者も交えながら協議を進めるところである。

報告事項2について説明は以上となる。

いいじま委員長 市側の説明は終わった。質疑はないか。

岩崎委員 シーズネットワークとは、どんなような特徴のある事業者なのか。

室井子育て・若者政策担当課長 こちらのシーズネットワークさんは現在も子育て総合セ

ンターの子育てひろばの受託をされ、一部を担っている事業者さんで、パルテノン多摩の4階でやろうとしている類似の事業もほとんど経験していただいている事業者さんなので、児童福祉の理念にのっとった各種子育て支援事業を展開していただけると期待している事業者さんになる。

岩崎委員 どのぐらいの人数体制でやるという感じなのか。まだそのところは決まっていないのか。

室井子育て・若者政策担当課長 実施していただく事業としては、子育てひろば、利用者支援事業、一時保育事業、あとは時々イベント等をやっていただくというところで、それぞれ東京都等の事業要綱にのっとってやっていただく予定にしている。一時保育は利用されるお子様によって人数が変わってきたりするので、一概に必ず合計何人でやっていくというところは予定していないが、各事業2名程度はいていただく形で、それ以上いていただく形で想定をして委託契約を結ばせていただいている。

いいじま委員長 ほかに質疑はないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

いいじま委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

9、「社会福祉法人の保育所に対する補助金の交付に関する条例の一部を改正する条例」の概要について、市側の説明を求める。

芳野子ども青少年部長 関戸地区に新たに開設される2つの認可保育園は、賃貸借物件となっている。その賃借料を補助するために本条例別表において規定する民間保育所補助事業において、新たに賃貸物件の賃借料を追加する必要がある。令和2年度第1回定例会において上程する予定である。詳細は担当課長からご報告する。

室井子育て・若者政策担当課長 社会福祉法人の保育所に対する補助金の交付に関する条例の一部を改正する条例の概要について、説明をする。協議会資料9を見てほしい。

子ども青少年部長からも説明があったが、現在関戸地区において待機児童対策として認可保育園2園の開設準備を進めているところであるが、この2園はともに賃貸物件であり、賃借料がかかることから、開設後の賃料を補助するメニューを申請するための条例改正を令和2年3月議会に上程

予定としている。賃借料については、公定価格の賃借料加算もあるが、こちらの補助は公定価格の3倍を超える場合に補助することとしている。補助の内容は国都の補助制度を活用して、公定価格を超える分の負担率については5年目までは法人並びに市は8分の1ずつ、6年目以降は4分の1ずつの負担となる。

説明は以上となる。

いいじま委員長 市側の説明は終わった。質疑はないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

いいじま委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

10、「多摩市立保育所条例の一部を改正する条例」の概要について及び

12、多摩市立貝取保育園の閉園式(案)について、市側の説明を求める。

芳野子ども青少年部長 一緒にご説明させていただきたいと思う。ご存じのとおり貝取保育園は昭和55年4月に開園し、令和2年3月をもって多摩保育園と統合する。40年の長きにわたり939人の卒園生を送り出し、地域の保育に貢献してきた。このことに伴う条例の改正を令和2年第1回定例会に上程する。また、貝取保育園の閉園式を執り行う予定としているので報告する。

詳細は担当課長から報告する。

室井子育て・若者政策担当課長 最初に多摩市立保育所条例の一部を改正する条例の概要について説明をさせていただく。協議会資料10を見てほしい。施設の老朽化や周辺住民の世帯構成の変化等を背景として、今年度末をもって公立の貝取保育園と多摩保育園を統合することに伴って、保育所の設置根拠となっている条例について、一部改正を行うものとなる。

改正内容は条例の別表にある貝取保育園に関する規定を削除するものとなる。なお、現時点で在園されている4歳以下の児童は全部で16名いて、10名は市内もしくは市外で転園の手続、5名は統合する多摩保育園の転園希望、入園の希望、1名は幼稚園への入所希望と全員が次年度以降の行き先に応じたそれぞれ手続を進めていただいている状況となる。市内の転園希望に当たっては、家庭による対応で審査を進めていく。条例改正の内容の説明は以上となる。

田坂公立保育園担当課長 多摩市立貝取保育園の閉園式(案)についてご説明させていた

だく。資料12を見てほしい。日取りは令和2年3月21日土曜日の午前10時から1時間ほどを予定している。会場は保育園のホールで行う予定である。出席は来賓に資料にあるとおり市長はじめ議会の皆様、その他保育関係者をお呼びし、園児と保護者をお呼びして、みんなで閉園式を迎えたいと思っている。現在職員と内容については検討しているところであるが、1つは在園児の演技等、卒園児がとても保育園に来ることを楽しみにしてくださっているので、卒園児の声もいただけたらというところで、ほっこり温かい心に残る閉園式を目標に、みんなで今計画しているところである。

今後の予定だが、年が明けたら案内状を作成し、送付する予定である。また2月中旬には名簿を作成して、しっかりとした閉園式を迎えるような準備を進めたいと思っている。

以上である。

いいじま委員長 市側の説明は終わった。質疑はないか。

岩崎委員 この園が閉まるということで、保護者の方にはご説明があると思うが、園児の方たちにはどんな説明している感じか。

田坂公立保育園担当課長 子どもたち、卒園児についてはもう新しい小学校という環境に移るというところだが、3歳、4歳の子どもたちについては特別閉園ということではなく、春からはまた新しい保育園や幼稚園に行って生活が始まるということは少しずつお話をしているし、保護者の方たちもそういう心の準備というところでは、子どもたち、家族で話し合いをしてくださっていると聞いている。

岩崎委員 こういうことは話しにくかったり、つらかったりするかと思うが、そういうことも受けとめていただいている子どもたちだと思うが、あまり隠さないできちんとお伝えしていただきたいと私は思うので、よろしく願います。

いいじま委員長 ほかに質疑はないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

いいじま委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

これにて協議会を休憩する。

午後 3時00分 休憩

午後 3時20分 再開

いいじま委員長 休憩前に引き続き協議会を開く。

1 1、令和2年度保育所等入所申請について、市側の説明を求める。

芳野子ども青少年部長 本会議でも答弁の中で触れさせていただいた。令和2年度の認可保育園の入所申請の途中経過であるが、報告をさせていただきたいと思う。詳細は担当課長からご報告する。

松崎子育て支援課長 それでは、協議会資料1 1番を見てほしい。令和2年度保育所等入所申請について報告申し上げる。

1番、令和2年4月保育所等入所の新規入所の1次申請の受付状況である。入所の受付を令和元年11月5日から15日まで実施させていただいた。その結果、項目令和2年度の欄をごらんいただければと思う。右端の合計に目を移していただいて、総数で709名の入所の申請があった。令和2年度の中での特徴だが、現申請を受け付けた段階では、0歳児、1歳児について0歳が昨年度より35名増、1歳児は昨年度よりも33名減といった状況があった。なぜこういう状況になったのかについては、今後精査を進めていきたいと考えている。まだこの先、入所の申請の数については取り下げ等も出てくる状況であって、まだまだ変動していく状況であることを申し添えさせていただく。

2番、令和2年度入所の今後のスケジュールだが、令和2年1月31日に第1次申請利用調整の結果通知を郵送する予定である。その後、第2次申請を令和2年1月8日から2月21日まで受け付ける予定となっている。続いて、項目3を見てほしい。令和2年度4月保育所等入所に伴う待機児童対策について報告させていただく。皆様既にご承知のとおり関戸地域へ新たに2園の整備を実施し、利用定員の増加を図るものとなっている。加えて家庭的保育事業所1園が小規模保育所化に伴って、利用定員の増を図っていく。そのほかの米印に書かせていただいたが、今回新設園を建てることに当たって、3歳児以降に大幅な空き定員及びスペースが見込まれた場合、その場所を有効活用できるように、事業者がどんどん実施できるよ

うにというところで、東京都の補助事業である緊急1歳児受け入れ事業を活用して、1歳児の待機児童対策を図ることを現在検討している。こちらは実施した場合の仮のスケジュールだが、令和2年2月に令和2年4月入所保留通知者への周知を実施する予定である。その後、3月に当初予算審議、4月に事業開始ということでスケジュールを想定している。

報告は以上である。

いいじま委員長 市側の説明は終わった。質疑はないか。

大くま委員 この東京都の補助事業、緊急1歳児受け入れ事業、文面どおり1歳児をあいたところに入ってもらえるようにする事業だと思うが、今回0歳児が前年比でふえている中で、0歳児に対しては何がしかの手を打ったのか。

松崎子育て支援課長 0歳児は今後各園との調整も出てくるようになってくると思うが、ただ、具体的に今回これだけ0歳児がプラスするという見込みではなかったところがあるので、今後の人数の変動を見ながら、何かできないかどうかは考えていきたいと思う。

いいじま委員長 ほかに質疑はないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

いいじま委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

13、子育てひろば事業等業務委託の受託候補者の決定について、市側の説明を求める。

芳野子ども青少年部長 子育て総合センターにて、子育てひろば事業を受託している受託者の契約が本年度をもって終了することから、改めて受託候補者を決定したので報告する。担当課長より説明する。

角谷子育て総合センター長 資料13番を見てほしい。子育て総合センターの子育てひろば事業の業務委託の受託候補者の決定にご報告する。現受託事業者は令和2年3月をもって契約終了となるので、来年4月1日から4カ年、事業者の応募をした。方式は公募型プロポーザル方式をとらせていただいた。その結果、受託候補者として特定非営利活動法人多摩子ども劇場さんに決定した。こちらの事業者は現在の受託事業者でもある。経過としては、今年度8月20日に公募を開始して、10月18日に1次審査、11月11日に2次審査のプレゼンテーション等を行い、事業者の決定をした。12月

中に契約の締結予定で進めている。

報告は以上である。

いいじま委員長 市側の説明は終わった。質疑はないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

いいじま委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

14、令和2年度学童クラブ入所申請について、市側の説明を求める。

芳野子ども青少年部長 本会議で答弁中に触れさせていただいた事項だが、令和2年度の学童クラブの入所申請の状況報告を担当課長からさせていただく。

植田児童青少年課長 令和2年度学童クラブ入所申請について、資料を見てほしい。

1番目、第1期の入所申請受付状況である。第1期の申請受付期間は11月14日から24日まで、16日、17日を除く9日間であった。申請数に関しては表を見てほしい。一番下のところである。令和2年度第1期申請数のところで1,807という形での申請数があった。ごらんのとおり前年と比較すると100を超える申請数となっているが、今まさに入所審査中ということで取り下げがあったり、第2希望等への振り分けもあるため何とも言えない。

2番、今後の予定だが、来年2月中旬に第1期申請者の決定通知を発送する予定である。第1期以降の受付期間は以下の表のとおりとなっている。

説明は以上になる。

いいじま委員長 市側の説明は終わった。質疑はないか。

岩崎委員 以前ももしかしたらあったが、申請してから決定までの時間がとられているということで、申請者の方のご家庭でもやきもきするというか、本当にどうなるのかということで、職場にも言わなければいけないとかいろいろあるということを知ったことがあるが、この状況はまだ続いている感じがするが、その辺の改善はなかなか難しいのか。

植田児童青少年課長 これまで若干ではあるが、2月下旬に通知を発送していたが、今回は2月の中旬ということで若干早めて、通知を発送する予定であるということ考えている。

岩崎委員 下旬から中旬になったということは、何かできることが変わったのか。

植田児童青少年課長 その分、例年に比べて申請の受付期間を少し前倒しして実施してい

る。そういった関係から通知を少し若干早められるように予定を組んだところである。

岩崎委員　　そういう早目に早目にするとうまく決められる可能性があるということが今わかったが、保護者の方は学校に行くということはもうわかっているし、どこに学童があるかということもある程度わかっている中では、もう少し年度の3月、2月にならないような形で決定して差し上げたほうが、やはりいろいろな意味で負担感が変わっていくのではないかというところでは、この申請日の11月14日が果たして適当なのかというところもあるとは思いますが、今後ご検討いただけたらと思うが、いかがか。

植田児童青少年課長　各家庭の状況にもよるところがある。学校が決まっていなくてご家庭があつたり、就職先が決まっていなくていいところもあるので、これを早めればいいのかということもなかなか難しいところもあるので、そういったバランスなどを見て考えていく必要があるかと思っている。

岩崎委員　　もちろんそうだが、やはり今はシステムなどを導入して早くできる方法もあるところで、学童のほうになっていないと思うが、いろいろな意味で利用側のことを考えると、その辺は働く職員の方もいるが、一緒になって考えていただきたいというところが以上である。

いいじま委員長　ほかに質疑はないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

いいじま委員長　質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

15、学童クラブ運營業務委託の進捗状況について、市側の説明を求め
る。

芳野子ども青少年部長　豊ヶ丘複合施設にあった豊ヶ丘学童クラブを来年度から貝取小学校内に移転すると同時に、民間に委託する。この件について担当課長から報告する。

植田児童青少年課長　学童クラブ運營業務委託の進捗状況について、資料を見てほしい。

1番の表の中である。本年7月24日と9月30日に第1回と第2回の審査会を行って、関係書類と今後の審査の進め方について審議し、決定した。その後、10月1日に指名業者選定委員会があつて、本事業の選定を指名型プロポーザル方式により行うことが承認された。11月1日、2者より

応募書類があって、企画提案書類の提出があり受領したところである。

11月12日、第3回の審査会で、審査として応募書類の審査、企画提案書類等に係るプレゼンテーション及びヒアリングにより採点を行った。採点結果を集計し、最適受託候補者ということで、社会福祉法人多摩福祉会と次席者を決定した。11月19日、多摩市指名業者選定委員会について報告をした。11月20日、審査結果通知をそれぞれに通知した。

2番、今後の予定だが、今月中に最適受託候補者と運營業務受託委託契約を締結する予定である。来年3月には運營業務委託契約を締結する予定である。そして、4月に入って（仮称）貝取小学童クラブの開設ということで考えている。また、3月末には開所式をして、その中で内覧等も行う予定で考えているので、改めてご案内していきたいと思っている。

以上である。

いいじま委員長 市側の説明は終わった。質疑はないか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

いいじま委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

16、「多摩市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例」の一部改正について、市側の説明を求める。

芳野子ども青少年部長 放課後児童支援員については、疾病等やむを得ない場合における規定を設けていたが、その規定が令和2年3月末をもって終了するため、それ以降も対応する必要があることから、令和2年第1回定例会において、条例改正の手続きをお願いする予定である。詳細については課長から報告する。

植田児童青少年課長 多摩市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正について、資料を見てほしい。本条例は附則第3条に規定する「放課後児童支援員の数については、第10条第2項『支援の単位ごとに2人以上とする。』の規定にかかわらず、2人以上のうち1人を除き、補助員をもってこれに代えることができる。」及び第4条に規定する「研修を修了したもの」の適用期間が令和2年3月31日をもって終了することから、「放課後児童支援員の数の2人以上のうち1人が、疾病その他やむを得ない事情により欠員となった場合」を本条例第10条第2項にただし書きと

して追加するものである。

具体的には、1、改正内容だが、「ただし、放課後児童支援員の数の2人以上のうち1人が、疾病その他やむを得ない事情により欠員となった場合、当分の間補助員をもってこれに代えることができる」という文言を追加するものである。

今後の予定だが、3月に第1回定例会で議案の提案・審議をしていただき、4月に施行を予定している。

説明は以上である。

いいじま委員長 市側の説明は終わった。質疑はないか。

大くま委員 当分の間ということだが、どのぐらいの期間を想定しているのか。現在これを適用している事例があるのかどうかをお伺いしたい。

植田児童青少年課長 現在こちらを適用して事業を運営いただいている。当分の間だが、支援員を募集して採用するまでの期間であったり、仮に補助員が指定された研修を受講する場合であったとしても、申し込みや受講に要する期間が一定程度必要であるということで、法制所管とも相談してこちらの表現を採用しているところである。なお、現附則で示しているようないつつまで適用されるといった類いの意味ではないということをご理解いただければと思う。

大くま委員 時間を限ってここまでの状況ではないということだが、要はそれが固定化する形ではなくて、採用であったり補助員ではなくて支援員となるように、その期間の経過の中で当分の間という扱いで運営されているということか。

いいじま委員長 ほかに質疑はないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

いいじま委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

17、令和2年多摩市成人式について、市側の説明を求める。

芳野子ども青少年部長 成人式については、来年令和2年1月13日、成人の日に開催される予定である。担当課長から詳細について説明する。

植田児童青少年課長 令和2年多摩市成人式について資料を見てほしい。

1番、経過概要である。これまで同様成人式実行委員会を組織し、式典

内容を参加者、新成人のニーズに沿ったものとするため、新成人みずからが企画実施する。成人式実行委員会をこれまで表にあるとおり8回実施してきた。

2番、対象者としては平成11年4月2日から平成12年4月1日の間に誕生した住民基本台帳に登録した市民を対象の基本とする。その数は12月1日現在で1,419人となっている。

3番、実施内容は記載のとおり来年1月13日月曜日、祝日に予定している。時間は開場が12時15分、開式が13時、会場が多摩永山情報教育センターホールで行う。また、次のページに実際に送付したご案内状を添付しているので、あわせてごらんいただければと思う。テーマとしては、『多摩子の殻を破って平成から令和へ』というところで、式典については国歌斉唱、市長式辞、市議会議長祝辞等を予定している。イベントとしてはオープニング（振り返り映像）、ビンゴゲーム、成人の主張等である。

(5) 来賓だが、衆議院議員、都議会議員、市議会議員の皆様をお呼びするとともに、出欠についてもご案内を差し上げるが、出欠については必ずご連絡をいただけるようお願いするとともに、ご返事がない場合は大変恐縮だが、欠席扱いとすることを申し添えておく。

説明は以上になる。

芳野子ども青少年部長 最後に変失礼だが、ご返事がない場合は欠席扱いとさせていただいたのは、昨年初めて永山情報教育センターで実施した際に、キャパシティ、容量が小さくて本来主役である新成人の方が何人か座れない方が出たということがある。そういう意味で大変恐縮だが、パルテノン多摩が使えるようになるまでの間、申しわけないが、出席者については厳格に数を絞らせていただきたいたいということなので、ご連絡をいただかないケースが昨年もあったが、申しわけないが、その場合は欠席扱いにさせていただきたいという趣旨であるので、ご理解のほどどうぞよろしく願います。

いいじま委員長 市側の説明は終わった。質疑はないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

いいじま委員長 質疑なしと認める。出欠については各会派で願います。本件についてはこれで終わる。

それでは、18、ボッチャ2020TAMAカッププレ大会実施概要の報告について、市側の説明を求める。

須田教育部長　それでは、18番目の案件について説明申し上げます。ボッチャ2020TAMAカップ、実はこれは来年の6月ごろに開催したい、オリンピック・パラリンピック前にということで考えている。その企画をする段階で一度プレ大会という形で実施し、検討課題、反応を確認しながら進めていきたいということで進めてきたところである。市内の企業やいろいろな団体の方々のお力添えをいただきながら今回実施したので、その概要について報告をするものである。内容については加藤教育企画担当課長から説明する。

加藤教育企画担当課長　ボッチャ2020TAMAカッププレ大会についてである。今、教育部長からもあったが、来年の本大会に向けてのプレ大会を10月19日土曜日、都立多摩桜の丘学園で開催させていただいた。多摩市議会から2チームご参加いただいた、ありがとう。

当日は資料にもあるが、29チーム、140名がご参加いただいて、観客やスタッフなどを含めると約300人の来場者になった。台風19号の関係で予定していた富士見町の小学生が来れなかったのはすごく残念なところだった。本大会には来ていただければと考えている。

概要は資料のとおりである。来年の大会も教育部長からあったが、6月ごろを予定しているが、地域、大学、学校、福祉、スポーツ、企業、行政からなる実行委員会、これは実行委員会形式でやっているの、こちらで検討をしているところである。

プレ大会はすごくいい雰囲気で行進もよかったと考えているので、そちらをベースに来年もやらさせていただくということで考えている。

本件は以上である。

いいじま委員長　市側の説明は終わった。質疑はないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

いいじま委員長　質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

19、令和元年度多摩市教育委員会事務点検評価報告書について、市側の説明を求める。

須田教育部長　それでは、本件についてだが、平成30年度の教育委員会の事務を対象

に点検評価を行ったその結果の報告書がまとまったので、これをご報告するものである。この事務点検評価というのが地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定に基づいて、教育委員会が1年間に行った事務がどのようなものであったか、教育委員会がみずから振り返り、評価をするといった取り組みである。内容は加藤教育企画担当課長から説明する。

加藤教育企画担当課長 資料は2つお送りしているが、説明は資料2の概要版でさせていただければと思う。そちらを見てほしい。事業は教育振興プラン改定版に基づいて実施している。60事業の中から選定した10事業で教育振興プランに掲げる4つの施策から選ばれるように考慮して、10事業の評価をさせていただいている。

このうち6番から10番に関しては再評価事業として、29年度に一度評価した事業から選定し、評価の結果が事業実施に反映されているかどうかを確認させていただいているものである。

次のページを見てほしい。上の部分に評価に関して本紙の見方だが、教育長と教育委員の評価を丸印、評価や学識経験者の意見、提言、意見交換を踏まえて教育委員会としての今後の事業実施の方向性を星印で掲載している。事業の評価はAからDの指標により行っている。まず目標の達成状況に関しては9事業でA、1事業でB、今後の方向性に関しては8事業でA、2事業でBとなった。達成事業としてはAは取り組み目標を達成した、Bはおおむね取り組み目標を達成した、今後の方向性のAは拡大して取り組んでいく、Bは現状のとおり取り組むとなっている。

今後本評価で見出した方向性を踏まえて、翌年度以降事業を充実させていくものとなる。

本件の説明は以上である。

いいじま委員長 市側の説明は終わった。質疑はないか。

岩崎委員 今回の概要版、読ませていただいた大きな項、本編の49ページで識者がおっしゃっていた、学校に行ける人が小学生1人、中学生が3人だったということが書いてあったが、根本的にゆうかり教室自体は学校に行かせなければいけないというよりは、市側が居場所として大切なところだと認識を持っていると理解しているが、数字の評価がこういうふうになっていく

のはある程度仕方がないかもしれないが、それを求めるものではないというところは、どのような認識かをお聞きする。

加藤教育企画担当課長 今、委員さんからあったのが49ページについては、平成29年度に評価をしたときのものとなっている。そのときはこういう評価になって、その数字で見てそのときの学識の方が評価をしたというところになっている。今回の評価は24ページ、25ページが今年度の評価になる。そちらについて在籍者の話と学校に復帰した人数、これは25ページの所見の5行目に入っているところである。事業としてやってきた中ではこういうところにもつながっていることではある。ただ、必ずしも今後の不登校への対応の部分に関しては、考えていく部分にもなってくるころではあるので、時点によって捉え方も変わってきている部分にはなろうかと考えている。

須田教育部長 補足的に申し上げる。10事業を選んで教育長及び教育委員から評価をいただき、それぞれについて学識の先生からコメントいただいたというつくりになっているが、10事業のうち6番から10番、後半の5つについては再評価事業という位置づけである。先ほどの49ページののところだが、29年度に新規で取り上げた事業を29年度の時点で自己評価し、学識の先生からもコメントをいただき、それを踏まえて30年度に行う。その30年度について再評価事業ということで、29、30年度と2回にわたって評価を行うという形である。

10個のうちの1番から5番は新規の評価事業ということで、今回新たに評価項目として取り上げたものである。10事業のうち半分は新規、半分は前年度に引き続いて改善点を含めた評価を行うというつくりになっているので、半分ずつ毎年入れかわる形で事業を選定しているということであるので、補足として申し上げさせていただいた。

いいじま委員長 ほかに質疑はないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

いいじま委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

20、第二次多摩市教育振興プラン(素案)について、市側の説明を求める。

須田教育部長 第二次多摩市教育振興プラン（素案）である。教育振興プラン自体は現状生きているものは、平成27年3月に策定した改定版である。もともとは平成22年度からの教育振興プランがあって、10カ年のものなので、途中の5年で、平成27年度から改定版ということで、今このプランに沿って事業展開をしてきている。これについて来年度からちょうど平成27年度からの5年がたつということで、第二次教育振興プランを今検討しているところで、素案という形でまとめているので、これらについてご報告申し上げます。内容については加藤教育企画担当課長から説明する。

加藤教育企画担当課長 資料は4点ほどお配りしているが、資料1と資料4でご説明させていただきたいと考えている。第二次教育振興プランに関しては、本年9月に進捗状況について一度ご報告させていただいている。昨年立てた策定方針に基づいて、学びあい育ちあい推進審議会や文化財保護審議会、小・中学校の校長会からの意見、小・中学校の保護者や市民アンケート、現プランのこれまでの取り組み、国や都の教育に関する計画、改定される学習指導要領、今年度策定した第五次多摩市総合計画第3期基本計画といったもの、社会状況や教育をめぐる状況変化を踏まえて、教育部内の策定検討委員会、教育委員会での協議を経て、11月11日の教育委員会で素案を決定したところである。

資料1を見てほしい。現行のプランと変わってきている部分をまとめさせていただいたものとなっている。表題では子どもたちの「生きる力」を育むとともに豊かな地域づくりに向けた基本計画とさせていただいた。新プランでは子どもたちを育むこととともに、一人ひとりがさまざまな活動の場へ主体的、積極的に参加し、学びあい育ちあいを通じて支えあうことができる豊かな地域づくりについても取り組んでいくということを示しているものである。

(2) 第1章の教育目標及び基本方針は今後10年間を見据えたものとして策定している。1番の教育目標について、(1)が学校教育、(3)社会教育、家庭教育に係るもの、(2)がそれをつなぐ連携・協働に係るものである。

達成するための基本方針は、2番にある6点掲げている。(1)から(4)

が学校教育に係るもの、(6)が社会教育、家庭教育に係るもの、(5)がそれらをつなぐものである。本市の教育の特色である。E S Dを充実・発展させるものとして持続可能な開発目標・S D G sとの関連を図ることを盛り込んでいる。また、地域とともに子どもたちを育むための学校、家庭、地域の連携・協働を推進するとともに、社会教育と家庭教育の充実を図るものということで、方針を立てさせていただいている。

(3)第2章が今後5年間に取り組む基本施策になっている。体系は第五次総合計画第3期基本計画と整合性をとって、1番から3番が学校教育、4番が学校教育を支える環境づくりとして、地域とのかかわりなどをここで明記している。5番が社会教育と家庭教育支援として本プランで初めて柱立てをしたものである。取り組むに当たっては各基本施策で取り組みの指標を設定し、5年経過後に検証ができるようにしている。ここまでが素案の説明になる。

続いて資料4を見てほしい。今後のスケジュールになる。素案に関しては12月5日から1月6日、もう既に始まっているがパブリックコメントの募集をしている。本日も報告させていただいて、2月の教育委員会で決定していくというスケジュールで考えている。

本件については以上である。

いいじま委員長 市側の説明は終わった。質疑はないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

いいじま委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

21、これからの学校・家庭・地域の連携に向けた説明会(報告)について、市側の説明を求める。

須田教育部長 本件はコミュニティ・スクールを進めていくということで、さまざまな場面でご案内申し上げてきているが、地域に向けて順次このコミュニティ・スクールの内容について説明をしていこうということで、今年度11月に実施した。その報告について申し上げる。内容は加藤教育企画担当課長から説明する。

加藤教育企画担当課長 8月に一度子ども教育常任委員会で勉強会を開かせていただいて、ご説明させていただいたコミュニティ・スクールと地域学校協働活動につ

いて、地域での説明会を行った。そのご報告である。資料3番にある説明会の概要である。5カ所で開催して、合計で70名の参加をいただいた。8月の勉強会で使用した資料で地域の方にもご説明をさせていただき、質疑応答の時間を設けて、主な質問、意見は4番に記載させていただいているとおりである。

来年度は今回実施していない地域でも行って、令和2年度までに全校で新たな仕組みへの移行に向けて進めていきたいと考えている。

本件の説明は以上である。

いいじま委員長 市側の説明は終わった。質疑はないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

いいじま委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

22、川井家住宅主屋、旧川井家土蔵の国登録文化財(建造物)に関する答申について、市側の説明を求める。

須田教育部長 それでは、本件は鶴牧にある川井家の住宅主屋及び旧川井家住宅土蔵について、このたび国の登録有形文化財(建造物)、国の文化審議会から文部科学大臣に答申がなされたということである。多摩市にある文化財は国の登録有形文化財は初めてである。この状況などについてご報告申し上げる。内容は藤田文化財担当課長から説明する。

藤田文化財担当課長 川井家住宅主屋・旧川井家土蔵の国の登録有形文化財に関する答申についてである。まず資料1を見てほしい。1の概要だが、去る11月15日に文化庁の文化審議会文化財分科会により新たに133件の登録有形文化財について、文部科学大臣に答申が行われて、この中に鶴牧の川井家住宅主屋と旧川井家土蔵が含まれている。この答申後は官報公示をもって登録が行われ、登録証とプレートが今後発送されてくる予定である。

資料2を見てほしい。文化庁のホームページによる報道発表の内容である。資料3を見てほしい。29と30の一番上の2行だが、川井家住宅主屋と旧川井家土蔵が掲載された箇所になっている。

資料1に戻ってほしい。2の国登録有形文化財のところだが、平成8年10月1日の文化財保護法の改正により、登録文化財制度が導入された。令和元年11月1日現在、建造物の国登録有形文化財は東京都で390件、

全国で1万2,261を数えるところとなっている。

資料4、文化財の体系図をごらんいただけるか。今回の川井家住宅主屋と旧川井家土蔵は一番上の有形文化財に当たる。そこから登録のところに枝分かれした登録有形文化財に該当するものである。

また資料1に戻ってほしい。3の登録に係る理由である。川井家住宅主屋はこれまで建築時期がはっきりしていなかったが、登録に当たり実施した調査により、明治18年ごろに建造されたことが判明した。本住宅が多摩ニュータウン開発の際にも移築されず残ったこと、また、多摩ニュータウン開発に伴う造成工事等により消滅を余儀なくされた市内及び周辺地域に多く存在した養蚕農家としての構造及び土蔵やしだれ桜等々の配置が醸し出す多摩の原風景を文化的景観として後世に継承するために申請を行ったという経緯である。

ページをおめくりいただき、4の所在場所の図を見てほしい。鶴牧西公園の西側に位置して、小田急多摩線唐木田駅から徒歩5分ほどの場所になっている。現況はその下の6のところの4点の写真でお示ししたとおりである。また、今後の川井家住宅主屋と旧川井家土蔵のあり方については、隣接する鶴牧西公園の整備とあわせて、関係所管との間で保存及び利活用の方法について検討、調整を進めてまいる所存である。

報告は以上である。

いいじま委員長 市側の説明は終わった。質疑はないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

いいじま委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

23、関戸公民館市民ロビー等の改修工事の延期について、市側の説明を求める。

須田教育部長 本件は関戸公民館の大規模改修の関係で、市民ロビーのところを予算をいただいて、予定をしていたが、入札不調で延期すると。それに伴う種々のことについての報告である。内容は安達関戸公民館長から説明する。

安達関戸公民館長 それでは資料、関戸公民館市民ロビー等の改修工事の延期についてをごらんいただきたいと思う。今、教育部長から説明があったように今年度及び継続して来年度になるけれども、ヴィータホールと市民ロビーの工

事を予定していたが、そのうち市民ロビーの工事が入札が不調ということで、今回工事を見送ったという内容である。それに伴って工事の関係で閉鎖もしくは一部利用を制限したところについて、ちょうど資料の真ん中、丸印で変更になったということで、11月20日号の広報及びチラシ、ホームページ等については10月末に市民の皆さんにお知らせしたところである。今後の予定になるが、市民ロビーの工事については来年度予算で計上させていただきたいと思っている。時期についても文化祭の時期は外せないで、工事はできないので12月からまたクールシェアなり子どもの長期休みの期間に居場所として提供できるように、7月ごろには工事を終わらせる形で進められればいいのかと所管のほうで考えている。

説明は以上である。

いいじま委員長 市側の説明は終わった。質疑はないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

いいじま委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

24、図書館本館再整備実施設計の進捗について、市側の説明を求める。

須田教育部長 それでは、図書館本館の再整備実施設計の進捗である。中央図書館の整備については、これまでもかつての特別委員会も含めていろいろなご説明を申し上げてきた。市民ワークショップを行いながら、基本設計を行い、基本設計の内容については9月議会でもご報告申し上げたところである。その後、実施設計に入っている。それらの状況などについてこの場でご紹介できる部分について中心に報告をさせていただくものである。内容は萩野図書館本館整備担当課長から説明する。

萩野図書館本館整備担当課長 図書館本館再整備実施設計の進捗について説明する。実施設計については本年8月からスタートしたが、その前段として基本設計を8月までにまとめさせていただいた。基本設計については9月の子ども教育常任委員会でもお示しさせていただいたとおりである。基本設計を踏まえて、実施設計をスタートさせていただいた。来年3月までで完了したいと考えている。館内や書架についてさまざまな検討を実施設計の中ではしている。その主なものということでこちらの資料に示させていただいている。

まず8月からスタートしたのは配架計画についてである。図書館の1階、静寂系フロアについては市民の課題解決や静かに読書する環境を書架の段数を変えることで、深い構成として演出したいと考えている。

2階は広場系というフロアになる。子ども連れや親子、グループ学習をする利用者の利用を想定している。視覚障がい者も含めた障がい者の関係で、活字を視覚により認識することが難しい方のためのさまざまな資料についても配架を予定している。配架場所について一定程度まとめて、さらにその後、館内の自立書架、壁面書架、カウンター等の家具の検討を家具計画という中で進めている。

基本構想の中で、知の地域創造のための図書館ということをビジョンに掲げているので、書架についても知の地域創造を生かした形で何かできないかという中で、さまざまな検討を進めている。自立書架はスチールをベースにしているが、側板の部分に一部木の質感を取り入れたアタッチメントシステムを導入することで、拡張性、機能性の高い書架をデザインしている。また、壁面書架やカウンターについては木製として、木のぬくもりや温かみを感じていただけるようなデザインにしている。また、木の部分については多摩産材の活用についても検討しているところである。

また、サインについては多摩中央公園のイメージから緑を基調としたデザインとすることにした。見やすさやわかりやすさにも十分配慮して、それが図書館の使いやすさに作用する項目だと思っているので、さまざま検討しているところである。

イメージ図をつけさせていただいている。1階エリアと2階エリアの2つのイメージをつけているのでご説明させていただく。まだこれは確定ではないが、設計者につくらせたイメージ図と捉えてほしい。まず1階の開架のフロアだが、下の床材はカーペットを想定している。色についてもまだまだ検討中だが、明るいフロアを演出したいと思っている。書架だが、スチール製と先ほど申し上げたが、側板部分をはしご状のフレームをつけて、さらにその上に木製のパネルをくっつけることで、各種のアタッチメントを使い分けながら、本を表紙見せしたり、この書架に何が入っているか緑のところでお示ししたいと思っている。

また、2階開架フロアというもう1つの絵をごらんいただけるか。2階は広場系というフロアになる。書架の高さを低く抑えて、同じようなはしご状のフレームに木のパネルをくっつける、アタッチメントをくっつけて、また表紙見せをさまざましていきたいと思っている。また、本を配架する場所についても表紙見せができるようなアタッチメントを計画しているところである。

さらに、2階フロアの左下のところに、これはサテライトカウンターと言うが、円形の本を展示しているスペースをごらんいただけるかと思う。こちらについても各種のテーマや並べ方で、市民に本をアピールしていきたいと思っているところである。

また、建築技術面の検討として、電気設備や空調設備、機械設備、外溝、さまざまな図面の作成を今進めているところである。これらについても3月までに間に合うように準備を進めたいと思っている。

3の今後の取り組みについてだが、1月以降確認申請書の作成や提出など、各種の法令上の手続をさらに進めて、省エネ計算、構造計算もしていく予定である。また工事費の算出も行っていく予定である。

説明は以上である。

いいじま委員長 市側の説明は終わった。質疑はないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

いいじま委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

25、「指定校以外の学校に就学できる基準」の見直しについて、市側の説明を求める。

須田教育部長 ご案内のとおり多摩市の小・中学校においては、原則として通学区域を定めて、住所地によって指定する学校が決まってくる。一方、諸々の事情によって指定校以外の学校に就学するといったことがある。これについての基準を設けているが、これを一部見直しを行う、特に小・中学校の継続の観点で見直しを行ったので、これについて報告申し上げる。内容は伊野学校支援課長から説明する。

伊野学校支援課長 それでは、説明させていただく。多摩市では従前は学校選択制を導入していたが、平成25年度より指定校への就学を原則とし、一定の条件に

該当する場合に限って指定校以外への就学を希望できる条件つき学校希望制に移行している。この条件の1つが指定校以外の学校に就学できる基準である。

該当の事由は心理的理由であったり在学中の途中転居などさまざまあるが、小学校を卒業して、中学校に就学する際に小学校に属する中学校への就学を希望できる要件として定めているものが、小・中学校の継続といったものになる。

お手元の資料の2番にこれまでの経緯という形で触れているが、平成25年度に条件つき学校希望制に移行した際は、理由を問わず卒業する小学校に属する中学校への就学を希望できることとしていた。ただ、その後、平成26年度に心身的理由で指定校以外の小学校に在籍し、卒業する者以外は認めないといった形で一度見直しをしている。5年経過として、実際に保護者と接してくる中で、小学校に属する中学校への就学を希望したいといった相談が多くあったので、このたび期中の見直しを行うものである。

適用は令和2年度の新入学者から行う。既に周知済みである。該当者についても個別通知を実施済みである。

説明は以上である。

いいじま委員長 市側の説明は終わった。質疑はないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

いいじま委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

26、令和2年度以降の学校給食用牛乳について、市側の説明を求める。

須田教育部長 本件は来年4月からの給食の牛乳について、現在の紙パックから瓶へ変更するということについて、それに伴って給食費にも影響が出る。それらの状況などについて報告申し上げるものである。内容は澤井学校給食センター長から説明する。

澤井学校給食センター長 令和2年度以降の学校給食用牛乳についての変更の関係だが、こちらは来年令和2年4月から変更することになった。変更するための経緯だが、今現在、空き紙パックは回収していただいているが、このたび東京都から文書が出て、廃棄物の処理及び清掃に関する法律により、事業活動に伴って生じた廃棄物はみずからの責任で適正に処理しなければならない

いとされている。その結果、令和2年4月から学校給食用牛乳の空き紙パックについて回収は行わないという旨の通知を受けた。

あと学校のほうとの調整の中でも、限られた給食時間の中で洗って、開いて、乾かすというための指導については教員の負担が大きくなるということ、洗う際に乳製品に関するアレルギーがある児童・生徒に影響が生じるおそれがあること、乾かすためのスペース、リサイクルルートに乗せるための一定の負担が生じること、使用済みストローなどの廃プラスチックの削減につながる、包装の違いにより牛乳を出せるか検討したところ、瓶による供給できる牛乳供給事務所が見つかったことである。それに伴って紙パックの牛乳から瓶の牛乳に変更することによって、価格が上昇するというのでこのたび給食費の見直しも入っている。1本当たり7円程度上昇する見込みで、月額給食費としては120円程度上がる予定になっている。

それにあわせて牛乳を摂取しない児童・生徒への対応について、牛乳価格の上昇に伴い、牛乳を飲むことができない児童・生徒の保護者へ、新たに費用負担を求めることは理解が得られないであろうということで、牛乳代相当額を差し引いた給食費を新たに設定させていただいている。

説明は以上である。

いいじま委員長 市側の説明は終わった。質疑はないか。

しらた委員 牛乳に対してアレルギーの方の対策をどういうふうにするか。

澤井学校給食センター長 それは学校のほうと保護者で学校生活指導管理表というものを提出いただいて、その中で牛乳が飲めない、アレルギーがあるので飲めないといった情報を得て、提供しないような形になる。

須田教育部長 補足だが、今現在も生徒一人ひとりについて全くアレルギーがない場合は別だが、そういった心配がある学校については、一人ひとりのアレルギー等についての調査表を提出いただき、そして、例えば医師の診断がある場合にはそれをつけていただいているといったこと、医師の診断書まではないけれども、こういう事情で牛乳が飲めないとか、牛乳以外でも大豆、小麦粉だとか何なりとかいろいろなアレルギー等があるので、そういう情報については学校にお知らせいただき、給食の配膳等に関しての配慮を行

っている。来年度以降もそれは当然続ける。そういう中で牛乳のアレルギーを持っている子、牛乳が飲めない状況だという子について把握し、その子たちについては牛乳を提供しない形で対応するといった案内になっている。

しらた委員 牛乳を飲まない子は牛乳を飲まないでいいけれども、その子たちはどんな形で飲み物を持ってくるのか。

澤井学校給食センター長 そちらは今は代替飲料として豆乳を出させていただいたが、今度の改正で牛乳を出さない給食費の価格を設定したので、ご家庭から水筒なり何なりでご用意いただく形になるかと思う。

岩崎委員 今回値上がりするが、保育園の給食費が今回主食と副食で6,000円となった経緯があるが、この学校の給食というのはもっと子どもたちは体が大きくなっている中で、この金額で食材でやっているということは、カロリー的にも満たされているメニューができていているという市の認識でよろしいか。

澤井学校給食センター長 今委員おっしゃられたように、カロリー計算しながら栄養士が食材関係を決めているような状況である。

岩崎委員 個人が負担するのか市の財源を使うのかは、それぞれご判断があるかと思うが、金額が200円台、300円台で1食であれ賄えるということは、すごい大変なのでないかと思うが、この金額でカロリー計算をしているということをお聞きしたが、それはぎりぎりであるのか、その辺は今後何かやれるのかお聞きする。

澤井学校給食センター長 今後については今のところ栄養士で何とか食材を安く、大量に入れるのでできるだけ安く入れている状況である。ただ、今後は食材がどれだけ高騰するかによって、再度給食費の見直しが必要になるかと思う。

岩崎委員 これがどういう方法が一番いいのか難しいと思うが、子どもたちからアンケートまではとったことがあるのかということはどうなのか。少し聞いたところでは、保育園のときの食事がおいしかったのか、学校に入って忙しいのか、時間が短いのか、給食への食育は今大事だと言われている中で、多摩市の給食に対する子どもたちの思いが薄れている、あまりおいしさを感じないというのを聞いたことがある。ただ、それは一部のお子さん

なのかも知れないが、そのところは今後の課題だと思うけれども、もちろん栄養価は重要だが、どんな点を改善してもらいたいとか、そういうのを聞いていただきたい。もう1つは、子どもたちもせっかくだってくれる給食に対して、文句を言っはいけないのではないかという配慮をするかも知れないが、率直な感想を聞いていただきながら改善していただきたいと思っているが、その辺のところはいかがか。

澤井学校給食センター長 以前アンケートをやらせてもらった状況はあるが、今現在学校の負担がかなり大きくなるというところで、アンケートは踏み込めていないという状況である。

須田教育部長 まず、説明をしていないので念のためだが、この1食200円、300円については材料費であって、調理を行うための給食センター、調理業務の委託については税で賄っているので、1食当たりの金額を全部全てそれで計算すると、当然この額ではできないわけである。あくまでも材料費ということで捉えていただきたいということ、10月から消費税が2%上がったが、給食費については転嫁されていないということである。ただ、先ほども学校給食センター長からあったが、この金額ですべて賄っていけるのかというのは実はなかなか厳しい状況もある。栄養士がいろいろな工夫をしながら、今献立を立てて栄養価と量とおいしさを全て満足するようなことで、努力をしているということである。したがって、この努力は続けるにしても今後のいろいろな状況によっては何かしらの見直しは必要になることはあると思っている。

それから、多摩市の給食はもちろん好き嫌いのこともある。よく言われるのは、例えば多摩市の給食はだしからとっている。化学調味料を使わずにやっていたりするので、どちらかという薄味だといったことは言われる。それが好みに合うか合わないか、おいしいと思うかどうかはいろいろな議論はきっとあると思うが、多摩市の学校給食は伝統的にそういう形で、できるだけ本物、薄味、素材を生かすといった観点でこれまで工夫してきているので、これについてはぜひ守りながら、あとは栄養士が学校に訪問したりして顔を見せる、この人たちがつくっているといったこともやっている。時間はなかなか短いのでとれないが、そういうことも繰り返しながら

ら子どもたちに給食がおいしいと思ってもらえるような努力をさらに続けていきたいと思っている。

しらた委員 今度瓶牛乳になったということで大変重くなると思うが、給食センターの方々の対応や子どもたちの対応はどんなふうを考えているのか。

澤井学校給食センター長 基本的には子どもさんに配膳室からはワゴンで、各教室に配膳させていただくので、そちらが瓶にかわることによる負担は少ないかと思っている。ただ教室の中で子どもさんが配るのにちょっと負担がかかるかというところはある。

須田教育部長 補足だが、実は多摩市も平成16年ごろまで瓶牛乳をやって、先ほどの東京学乳協議会という東京都の学校給食の牛乳を取りまとめる機構、組織があるが、その関連もあってパックへ変わっているということがある。最初はなれないし、重いということはあると思うが、しっかりと指導もお願いしながら事故のないように対応していきたいと思う。

いいじま委員長 ほかに質疑はないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

いいじま委員長 質疑なしと認める。私も瓶牛乳だったし、献立は給食献立検討市民懇談会もあると思うので、いろいろご意見を聞いてよろしくお願ひしたいと思う。本件についてはこれで終わる。

27、学校給食異物混入月報(11月分)について、市側の説明を求めらる。

須田教育部長 学校給食の関係で異物が混入した事案について、議会においては学校給食センターに由来している案件について報告をすることになっている。

11月に1件発生したのでこれについて報告するものである。内容は澤井学校給食センター長から説明する。

澤井学校給食センター長 学校給食異物混入月報についてご説明する。11月25日、永山調理所管内の中学校2年生が揚げパンを食べようとしたところ、約2.1センチのゆでる前の春雨のようなものが異物として入っていたという報告を受けた。こちらについては内部で調査した結果、前日に和風汁で使用した春雨であると推定させていただいた。

調理日当日は、きな粉と砂糖をまぜるタライを調理法により使い分けて

いるが、当日はタライの使用が多く、調理法の違うタライをやむを得ず使用したものである。そのときに春雨が残っていたタライを使ったということである。使用前に付着物がないか目視点検及び洗浄作業の徹底を改めて強化することを調理責任者へ注意喚起した。以上である。

いいじま委員長 市側の説明は終わった。質疑はないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

いいじま委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

28、英語4技能測定結果の概要について、市側の説明を求める。

須田教育部長 本件は今年度4技能の測定ということで、英語の4技能で市内にあるベネッセコーポレーションのGTECという素材を使って、テストを行った。その結果が出たのでその報告を申し上げるものである。内容は山本教育部参事から説明する。

山本教育部参事 それでは、資料は2019年度GTEC結果分析報告と記されたものになる。これは今説明にあったが、ベネッセコーポレーションとの包括連携協定で、平成30年度から実施することとした中学校第3学年の生徒を対象とした英語4技能を測定するための検査である。この検査の特徴としてヨーロッパ言語共通参照枠、いわゆるCEFRに準拠したもので、CEFRについてはA1ランクからC2ランクまで。A1ランクは初心者、A2ランクが初級、B1が中級、B2が中級の上、C1が上級、C2が上級の上、ほぼネイティブというカテゴリーに分かれている。また、この資料の中でCEFR-Jと示された言葉も出てくる。これはCEFRをベースにさらに細かく分類された日本の英語教育での利用を目的に構築された英語能力到達度指標ということになる。資料で言うと左肩に6と書いてあるページ、GTECスコアとCEFR-Jとの対照表ということで見ていただければ、CEFRとCEFR-Jがこういう分類になっているということがわかるかと思う。細かく言うとCEFRのA1が3つに分類されている。A2が2つに分類されているのがCEFR-Jということになる。

左肩が4の資料をごらんいただければと思う。文部科学省では第3期教育振興基本計画の中で、2、社会の持続的な発展を牽引するための多様な力を育成するというところで、目標(7)グローバルに活躍する人材の育成

の測定指標として、中学校卒業段階でCEFRのA1レベル相当以上の生徒を5割以上にするという目標を掲げている。

多摩市の生徒の状況だが、少しページをめくって左肩に8と9と記載のあるページを見ていただければと思う。4技能の全体として8を見ていただくと、CEFRのA1.2の人数の累積が708人という数字になっている。国の目標の値が50%が目標だが、多摩市の生徒878人が受けて、708人がこのランクに到達している。パーセンテージでいうと80%を超える数字になっている。

また、9を見ていただくと4技能の累積のほうがわかる資料となっている。まずリーディングはCEFRのA1.2を見ていただくと652人という累積になっている。パーセンテージにすると73.9%になる。ライティングについては793人、パーセンテージでは89.7%である。リスニングについては633人なので71.9%になる。スピーキング、ここに私たちは一番注目しているが、A1.2の累積が525人で、ここが一番少ないというのはおわかりだと思う。パーセンテージにすると59.5%、約60%になる。やはり私たちは話すことにもっともっと力を入れて、話せる子どもたちを育てていきたいと考えているので、まだまだ課題はあるなと考えている。

細かい設問と解答の傾向については、11以降に示されているので、割愛させていただくが、各学校では教員もこの結果を共有して、指導に生かすようにしていただいている。また子どもたち自身もこの結果の詳細、学習の指針の資料もこの調査を受けることにより、子どもたちに提供されているので、主体的な学習を促しながら子どもたちに能力の定着を図ってきたいと考えている。

国が目標としている50%をかなり多く超える結果となっているので、一定の成果を上げてきたという実感は持っているが、まだまだ課題はあると認識しているところである。また、これとは離れるが、先日報道でも国際語学研究機関の調査によると、英語を母語としない100カ国のうち、日本人の英語力は前年度の49位から53位に落ちた。4年連続で5段階中の4番目となる低い能力レベルということも言われている。このことを

踏まえると子どもたちに使える英語、コミュニケーションを図れる英語力をつけていくことは重要だと考えているので、今後もこの事業については充実を図るよう取り組んでいきたいと考えている。

報告は以上である。

いいじま委員長 市側の説明は終わった。質疑はないか。

しらた委員 C E F Rは教員もこの試験を受けて、教員もどこのポジションにいるかという人がこれを教えるのか。教員はどのような形になっているのか。

山本教育部参事 教員は受けていない。中学校の教員なので英語の免許を持っているので、英検やいろいろな民間の検査がある。これはどういう基準なのかということとは把握していると考えている。

いいじま委員長 ほかに質疑はないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

いいじま委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

29、平成30年度児童・生徒における児童・生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査実態について、市側の説明を求める。

須田教育部長 それでは、平成30年度における本件についての調査結果が明らかになったので、これについて報告をさせていただく。内容は山本教育部参事から説明する。

山本教育部参事 それでは、平成30年度における児童・生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査実態について、全国の結果を踏まえてご報告させていただく。この全国調査の結果だが、令和元年10月17日に公表され、18日に市の概要をまとめたものである。調査期間が平成30年度ということ踏まえていただければと思う。また今年度、文部科学省から各自治体で公表する際の指示事項があった。どんな内容だったかという、文部科学省が公表している調査結果より詳細の公表は行わないこと。これは統計法第40条関係で、つまり市としての数字を公表することが難しくなったので、今回作成したのは国の公表された数値のみとさせていただいている。それと比較して多摩市がどうだったのかということで、数字をなるべく用いないでお示しをさせていただいた。

では、具体的な内容をお話する。資料の下にページ番号を打っている

ので、そちらをごらんいただければと思う。まず①の右側、小学校、中学校における暴力行為の状況について見てほしい。多摩市の全体的な傾向としては、小学校の暴力行為の発生件数は平成29年度と比較すると減少した。中学校の暴力行為の発生件数は逆に増加した。また小学校では生徒間暴力、中学校では生徒間暴力及び器物損壊が多くあった。生徒間暴力が多いことについては平成29年度と同様の傾向である。

今年度の全国的な傾向の特徴としては、初めて小学校の数値が中学校の数値を上回ったということである。真ん中の全国の暴力行為の件数のグラフを載せている。少し真ん中で下がりつつあるのが中学校の数値だが、それをぐんぐんと上に向かって上がっているのが小学校の数値になる。多摩市では小学校の数値は平成29年度は低くて減ったが、全国的には小学校の数値が中学校を超えるような値になっているというのが特徴である。そのことを考えると、やはり小学校段階での暴力行為の指導を充実させていくことが必要だと考えている。感情のコントロールに関する指導や暴力行為は絶対あってはならないという確固たる思いを持たせること、協働意識を持たせるような体験活動をして、親和性を高めていくことも大事だと考えている。

続いて資料をめくって2ページ目の左側をごらんいただければと思う。いじめの状況である。多摩市立学校においては全校26校でいじめの認知件数はあった。また認知件数は大きく増加している。ただ、ここについては今、市の指導でも細かいいじめについても拾うようにしようということで、学校には指導しているので、学校の教員が子どもを見る目が細かくなっていると判断している。

また、解消率は多摩市立小学校は全国値を若干上回るという解消率だった。中学校も同様に全国値の82.8%を若干上回る結果だったので、早期発見早期対応という取り組みができていると考えている。また、いじめの発見のきっかけは、多摩市立小学校ではアンケートが一番多く、続いて学級担任が発見するとなっている。中学校ではアンケートが一番多く、続いて本人からの訴えという結果もあった。先ほども申したが、認知件数は年々上がっており、各学校のフィルターが相当細かくなっていることがわかる。

また、平成29年の学校間で少し差があったが、大分共通認識のもといじめ認知についてはできるようになってきたというのも、平成30年度の特徴と捉えている。今後も各校が定めたいじめ対応に関する基本方針の徹底や、市の条例の周知に努めていきたいと考えている。

また、アンケート調査から多くのいじめが認められていることから、アンケート調査の充実を図ることも考えていきたいと思っている。

学年の傾向を見ると小学校では小学校4年生が多く、5、6年生が少ないという傾向もあった。また、平成29年度は小学校1年生が多かったが、平成30年度は小学校1年生が1つ上に上がった2年生も多くあったので、学年でも傾向があるのかと考えている。中学校については、中学校1年生がやはり一番多く、2年生、3年生となると少なくなってくる傾向があった。ただ、SNSを利用したような内容も中学校では数十件あったので、この点についてもさらに情報モラルという視点で指導していく必要があると考えている。

続いて②の右側に移る。長期欠席についてである。多摩市立小学校の傾向だが、出現率については全国を上回る数字となった。多摩市立中学校でも平成29年度よりは減少したが、やはり全国値を上回る高い数値であった。小学校の段階から不登校がふえているという傾向があると考えている。また、学年別でみると小学校5年生で多くなっている。90日以上欠席する児童は小学校6年生での割合が非常に高くなっているため、学年が上に上がるとなかなか休みが続いて、深刻な状況になるということがわかった。

不登校の要因は小学校では家庭に係る要因が多く見られている。中学校では2年生、3年生で不登校生徒が多く、多摩市は2年生、3年生はあまり差がないというのが特徴である。また、半数以上の生徒が90日以上の欠席で深刻な状況になっている。中学校でも不登校の要因は家庭に係る要因が一番多く、続いて学業の不振、さらにいじめを除く友人関係とこの3つが挙げられる。これは平成29年度と同じ傾向である。

中学校では深刻な状況になると養護教諭やスクールカウンセラーにつながらないケースもあるので、早く対応していくということがこの不登校についても必要だと考えている。

専門的な機関と連携を図るシステムをつくったり、学校の対応力、早期発見する力もこれから引き上げていく必要があると思っている。また、子どもが安心して学べる環境を提供できるようにしていきたいとも考えている。今後は不登校対応のアクションプランを策定するとともに、子どもがさらに安心して学べる場所、例えば不登校特例校なども視野に入れながら、不登校対応については自立を図っていきたいと考えている。

報告は以上である。

いいじま委員長 市側の説明は終わった。質疑はないか。

岩崎委員 この1の下の今後の対応について、取り組むべきことが書かれているが、暴力行為の傾向がある児童・生徒というのは、そういう書き方に対して気になったけれども、いろいろ問題を抱えていたり、家庭環境が大変だったりという可能性があるということで、多分最後のところや次のところで保護者支援の充実を図ると書いてくださっていると思うが、子どもが暴力行為をする場合は、何かを抱えている場合が多いという認識を、教育委員会にはしているということでもいいのか。

山本教育部参事 感情的なものや精神的な部分も大きな要因だと考えている。現在の家庭環境に係るようなところもあると思うので、児童によって状態は違うと思うから、何かしら抱えているということは念頭に置きながら、その不安解消に努めていきたいと考えている。

岩崎委員 ぜひそうしてほしいが、その下に教育相談体制の充実とあるが、暴力行為にある傾向の児童・生徒だという言葉が出るよりは、何かを抱えているなり子どももまたそうした環境にあるのではないかと配慮してあげなければいけないという言葉を出していただきたい。

それと道徳教育と下にあるが、「特別の教科 道徳」が今始まったと思うが、これがやることで自己肯定感や協働意識が高まると今市の教育委員会が思っているのか、ご認識を伺う。

山本教育部参事 もちろん道徳教育はそういった趣旨の内容を勉強していくという教科でもあるので、このことだけで全てを補完するとは思っていないが、このことも自己肯定感を高めたり、仲間意識を高めていくことについては有効であると考えている。

岩崎委員 逆に道徳教育は思いやりのある人がいい、優しい人になってもらいたいと判断して、その子のありのままを受け入れることはなかなか難しいのかと思う。いろいろ困った状況があるときはその子が悪いのではなく、その子の今の立ち位置の中では、その子をありのままに受け入れなければ、なかなか解決にならないと思う。道徳教育が始まったとはいえ、これが自己肯定感が高まることだのご認識を持っているというのは、もしかしたら前の多摩市教育委員会のこの事務評価の報告書の識者の方も人権教育や道徳教育にたけているという書き方をされていたが、人権の教育と道徳教育は考え方が違うのかと思う。その辺は認識をもう少し道徳教育で子どもたちのいじめがなくなっていく、自分がそのままいいと受けとめられるものとなかなか難しいと私は思っているともう少し考えていただけたらと思うが、その辺はいかがか。

山本教育部参事 道徳教育は自己を振り返る、よりよく生きていくためにはどうしたらいいかと自分の中で自分を振り返って、次の行動をどうするかと考える時間だと思っているので、そういった意味でこれまで自分がとってきた行動や、人がとっている行動を比較しながら、自分の中で内省させていく、自分の行動を判断させていくという形の授業を展開できるようにということは考えていきたいと思っている。

岩崎委員 悔しかったりつらかったりということは幾らでも思ってもいいことなので、そんなことも思っただけでいけないとなったら、人として内心の自由がなくなっていく。道徳教育はそこのところまで踏み込んだらちょっと怖いなと思う。とりあえず自己肯定感を高めていくために子どもとして受けとめるときは、いろいろつらいのだということをもまずは受けとめないと思わないと思うので、まずは誰もが大事だという考え方でやっていただくことに重点を置いていただきたいと思います。

しらた委員 不登校の気持ちを無視した、学校復帰前提策はここで文部科学省は廃止していく方向になったと思うが、それに対して多摩市はどのような対応をしていくのかお聞きする。

山本教育部参事 学校復帰がいけないわけではなく、復帰をすることも1つの選択肢だと思っている。ただ、そこを目標にするのではなくて、その先の社会的自立

が必要になってくるので、例えば学校で学びたくないけれども、学びをしたい子に対しては違う形での学びの提供を行う。一般質問のときにもちょうどいいじま議員が質問していただいたが、例えばeラーニングのシステムで自宅でも勉強できるような環境を整えられれば、その学びということの保障、学業不振という部分についてケアできると考えているので、社会的自立という視点を大事にした子どもたちの支援をしていきたいと考えている。

しらた委員 その具体策はeラーニングだけではない、もちろんほかにも考えていくということでもいいか。

山本教育部参事 そのためにこれからアクションプランを考えていきたいと考えている。

いいじま委員長 ほかに質疑はないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

いいじま委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

30、第二次多摩市特別支援教育推進計画策定の進捗について、市側の説明を求める。

須田教育部長 多摩市特別支援教育推進計画については、現状では平成28年から5カ年、来年度までの計画に沿ってこれまで進めてきているが、いろいろな状況の変化等も踏まえながら、第二次の計画を令和3年度からの5年間の期間ということで今検討を進めているところである。その状況について報告を申し上げたいと思っている。内容については田島教育センター長から説明する。

田島教育センター長 それでは、第二次多摩市特別支援教育推進計画の進捗について、ご説明をさせていただく。こちらの資料の左の列に関しては、計画の策定にかかわる国などの動向ということで、現在の進んでいる計画、平成27年度に策定しているのもので、その後の策定後の28年度以降に起こった動向ということで、記載をさせていただいている。また、下の計画の位置づけに関しては、第五次多摩市総合計画や教育振興プランなどに関連と、東京都にも特別支援教育推進計画があるので、そちらの関連を図として説明をさせていただいているものとなる。

真ん中の上段の多摩市の特別支援教育の現状に関してだが、平成29年

度から市内の全小学校に特別支援教室が設置されたことに伴って、利用者がかなりふえているということで、令和元年5月1日の小学校の特別支援教室に利用している児童は511名いたという形となっている。令和3年度には市内の中学校全ての特別支援教室が設置されることから、さらにこの利用者数の増加が考えられる。計画における4つの理念として、現在こちらに記載させていただいている4つを考えているが、まだ学習会が終わったところで、また委員会も開いているので、いろいろな意見をいただきながら、また検討を深めてまいりたいと考えている。

右の上段になる。計画策定委員会・地域学習会に関しては、今回の計画策定に当たっては前回は地域学習会などは行わなかったが、計画に際してこの特別支援教育推進計画を知っていただくということと、ぜひいろいろなご意見をいただきたいということで、3回実施した。学習会実施経過の中で第2回12月7日、米印が入っているが、10月12日開催予定のものが台風19号のため12月7日となって、資料作成のときには開催していなかったため、人数が入られていないが、25名の参加があった。この第1回から第3回で延べ58名の方に出席をいただいたところになる。

また、その学習会の中で出た意見などもその写真の下に吹き出しとして載せさせていただいているが、子どもたちにどんな力をつけてほしいかといったところに関しては、コミュニケーション能力や多様性、違いを認める力などがご意見が多くいただけたところである。また、そのためにどのようなことを行政や学校に期待するかに関しても、学校だけで行うのではなくて、行政と連携強化をしながら進めてほしいということであったり、教員の指導力の向上などが多く挙がったところとなった。

今後のスケジュールに関して、学習会が3回終わったところだが、第2回が少し後ろにずれたので、パブリックコメントの実施時期を予定では3月ごろと考えていたが、4月から5月と少しずつらしていきたいと考えている。最終的には計画原案の決定は令和2年の7月を予定していて、こちらに関しては予定どおり変更なく進めてまいりたいと考えている。それが終わったら各種研修やいろいろな講演会や市民の方にも知っていただくような説明会を行っていききたいと考えている。

以上である。

いいじま委員長 市側の説明は終わった。質疑はないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

いいじま委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

以上で協議会を終了する。

(協議会終了)

午後 5時04分 再開

いいじま委員長 休憩前に引き続き会議を開く。

委員会を再開する。

以上で本日の日程は全て終了した。

これをもって子ども教育常任委員会を閉会する。

午後 5時04分 閉会

多摩市議会委員会条例第28条第1項の

規定によりここに署名する。

子ども教育常任委員長

いいじま 文彦